

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

平成 1 8 年第 1 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

平成18年第1回(3月)岬町議会定例会第2日会議録

日時 平成18年3月23日(木)午前10時47分開議

場所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川端啓子	2番 鍛冶末雄	3番 和田博之
5番 奥野学	6番 中原晶	7番 辻下正純
8番 竹内邦博	9番 出口実	10番 反保多喜男
11番 岡本重樹	12番 和田勝弘	14番 福田収
15番 谷本貢	16番 田島乾正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠員 1名

傍聴 11名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町長	石田正弘	助役	平徹也
教育長	田中繁樹	総務部長	中口守可
総務部理事	後藤保雄	総務部副理事	竹本靖典
総務部副理事兼		兼秘書政策室長	
行政改革推進室長	白井保二	総務部副理事	南康明
住民福祉部長		兼行政管理課長	
兼保険年金課長	芦田貴志雄	住民福祉部副理事	岡本茂
事業部長		兼住民生活課長	
兼事業課長	松永英三	事業部理事	児玉裕治
上下水道部長		収入役室副理	
兼水道課長	末原光喜	事兼会計課長	谷口桂三
教育委員会教育次長兼		教育委員会副理事	
給食センター所長	笠間光弘	兼生涯学習課長	淵原義仁

教育委員会副理事

一 本 稔 明

兼青七文七所長
総務部

吉 田 一 人

税務課長
事業部

亀 崎 義 夫

まちづくり推進室長

教育委員会副理事兼

入 口 博 行

淡輪公民館長
健康福祉部

古 谷 清

健康福祉課長
上下水道部

古 橋 重 和

水道課参事

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主

竹 下 雅 樹

幹兼議会係長

議事日程

- | | |
|------|--------------------------------|
| 日程 1 | 諸般の報告 |
| 日程 2 | 委員長報告 二常任委員長報告 |
| 日程 3 | 議員提出議案第 1 号 岬町議会委員会条例の一部を改正する件 |
| 日程 4 | 議員提出議案第 2 号 町長の専決処分事項を指定する件 |
| 日程 5 | 一 般 質 問 |

(午前10時47分 開議)

和田博之議長 おはようございます。ただいまから平成18年第1回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時47分です。

本日の出席議員は14名、欠席者数は1名であります。欠員は1名であります。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、「諸般の報告」について、鳥谷部昭君が大阪府町村議長会から大阪府町村永年在職議会議員表彰を受けられております。

その伝達式を行う予定でありましたが、本日欠席されておりますので、ご自宅の方で伝達することといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

和田博之議長 日程2、「委員長報告」を議題といたします。

過日、3月7日の本会議において総務文教、事業民生の各委員会に付託いたしました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を二常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業民生委員長の報告を求めます。事業民生委員長、竹内邦博君。

竹内事業民生委員長 ただいま議長の許可を得ましたので、事業民生委員会委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第2号、平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件、議案第4号、平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件、議案第5号、平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算(第2次)の件、議案第6号、平成18年度岬町一般会計予算の件、議案第8号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件、議案第9号、平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件、議案第10号、平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件、議案第11号、平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件、議案第12号、平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件、議案第13号、

平成18年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件、議案第19号、平成18年度岬町水道事業会計予算の件、議案第21号、損害賠償の額の決定及び和解の件、議案第22号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の件、議案第23号、町道路線の認定の件、議案第24号、岬町国民保護協議会条例を制定する件、議案第25号、岬町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定する件、議案第26号、岬町海釣り公園条例を制定する件、議案第32号、岬町立保育所条例の一部を改正する件、議案第33号、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件、議案第34号、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件、議案第35号、岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件、議案第36号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件、議案第37号、岬町介護保険条例の一部を改正する件、議案第38号、岬町営住宅条例の一部を改正する件、以上の24件については3月8日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

なお、質疑応答等詳細な内容は後日委員会記録を配布いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから報告させていただきますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

初めに、議案第2号、平成17年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件について、歳入、墓地使用料に関し、深日墓地の上段の区域が荒地のようになっているため、使用状況についてただしたところ、墓地はすべて賃借しており、空き区画はない。管理については、町の清掃に加え、婦人会活動の一環としても清掃の協力をいただくなど環境美化に努めているが、再度現状を把握し、適切な処置をしたい、とのことでした。

また、都市計画費補助金について、耐震対策推進事業補助金について件数減少の経緯をただしたところ、平成9年度から既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱を制定し、毎年予算計上をしているが、平成17年度においては3件の見込みで予算計上していたのが、1件の実績となったためである、とのことでした。

次に、歳出、粗大ごみ処分経費の減額理由をただしたところ、入札結果が予算額を下回ったためである、とのことでした。

また、児童福祉費、淡輪保育所重油対策費について現在の状況をただしたところ、平

成6年3月に発生した事故で、既に12年を経過しているが、平成18年3月に被害者の方と話し合いをし、現在も汚染が続いている状況を確認したところである。和解にはしばらく時間がかかると思われるが、解決に向けて再度話し合いをすることとなっている、とのことでした。

委員からは、早期解決に向け努力するよう要望がありました。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第2号のうち本委員会に付託された案件は、満場一致で可決されました。

議案第4号、平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件、議案第5号、平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算(第2次)の件については、反対討論、賛成討論ともになく、満場一致で可決されました。

続いて、議案第6号、平成18年度岬町一般会計予算の件について、まず、歳入について、淡輪老人センター使用料の対前年度比の減額理由をただしたところ、近々の実績をもとに積算したためである、とのことでした。

また、霊柩車使用料の対前年度比の増額理由をただしたところ、霊柩自動車使用条例により、平成18年度から1万7,000円の使用料を徴収することとなっているためである、とのことでした。

また、街かどデイハウス支援事業費補助金について、町内のデイハウスの状況をただしたところ、町内には1件あり、昨年は年間144日の開催日数で、実質利用者が54名、1日当たり5.35人の利用状況であったが、来年度については運営形態の課題等もあり、閉鎖の可能性がある。在宅高齢者の介護予防を図るためにも、長生会活動を支援するなど代替的な施策で支援していきたい、とのことでした。

続いて、歳出に入り、総務費戸籍住民基本台帳費について、住基ネットは利用件数も少ないが、期待度があるのかただしたところ、住基カードは平成17年度においては、1月までの発行件数は23件であった。高齢者の身分証明書としての活用がふえており、今後も増加すると見込んでいるが、全体としては微増傾向である。しかしながら、住基ネットは全国的なシステムであり、支出として削減はできない、とのことでした。

次に、民生費老人福祉費について、老人ホーム入所判定委員謝礼の内容についてただしたところ、養護老人ホームへの措置入所の継続について、1年に1回委員会を開催し判定するものである。本年度においては、判定において学識経験者等の専門的な意見を反映するため、その委員の報償費を予算計上したものである、とのことでした。

また、高齢者の社会参加活動等推進事業委託料の事業内容をただしたところ、長生会の活動を支援することにより、高齢者の社会活動参加の促進を図るものである、とのことでした。

また、紙おむつ給付委託料の対前年度比の減額理由をただしたところ、平成16年度の実績で積算したところ減額となったためである、とのことでした。

また、街かどデイハウス事業委託料の対前年度比の減額理由をただしたところ、実質利用者が減少したためである、とのことでした。

また、地域支援介護予防事業について内容をただしたところ、通所型の介護予防事業としては運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防や認知症への予防や支援が主な事業内容である、とのことでした。

また、地域支援包括事業の内容をただしたところ、市区町村が運営主体となり、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう保健師やケアマネジャー、社会福祉士などの職員が専門性を生かして行う相談事業、介護予防マネジメント、高齢者の権利擁護などである、とのことでした。

また、昨年度は予算計上されていた食の自立支援事業委託料が本年度は計上されていない理由をただしたところ、食費については個人負担を原則としたため来年度以降は弁当の配食サービスとしては廃止することとなる。ただし、民間の事業としては継続し、また、介護予防のための栄養指導などは地域支援事業の一環として実施していく、とのことでした。

委員からは、高齢者の自立支援を促す新たな施策を講じるよう要望がありました。

また、同じく、昨年度は予算計上されていた成年後見制度利用支援に関する予算が計上されていない理由をただしたところ、介護保険特別会計の事業として計上している、とのことでした。

委員からは、成年後見制度について周知徹底を図るよう要望がありました。

また、健康ふれあいセンター運營業務委託料について、入札の実施時期をただしたところ、指定管理候補者選定委員会を経て議会の議決により委託者を決定したため、入札は実施していない。予算については、交渉を重ねた結果、220万円の減額となる見込みである、とのことでした。

次に、衛生費行旅死亡人供養料について、供養したお骨の保管場所をただしたところ、深日墓地の納骨堂である、とのことでした。

次に、商工費棧橋改造工事及び用地買収費について内容をただしたところ、海釣り公園の整備に係る経費である、とのことでした。

また、海釣り公園の整備について、地権者の合意を得ていく段階であるのかただしたところ、現在も大阪府や大阪府土地開発公社とともに交渉中である、とのことでした。

また、地域活性化イベント町負担金について、マリンフェスティバルの概要をただしたところ、女子ビーチバレーボール世界大会は、日本バレーボール協会から18年度については休止の申し入れがあったが、ジャパンレディースと一般参加の部については実施予定である。花火大会については、協賛金の収集が困難となっていることなどから中止せざるを得ない状況である、とのことでした。花火大会について阪南市との共催について見通しをただしたところ、阪南市からは共催できない旨の回答があった、とのことでした。

次に、消防費について、消防団員数の推移をただしたところ、平成20年に阪南市とほぼ同数の108名に合わせる定員管理を計画的に実施している、とのことでした。

次に、債務負担行為健康ふれあいセンター運営事業に関し、使用料の見直しについてただしたところ、昨年9月に条例改正を行ったが、会員制度の会費については他にも類似の制度は事例があまりなく、料金設定も安価であると考えるので今後も検討していきたい、とのことでした。

続いて、討論に入り、配食サービスについて、現段階で周知徹底ができていない状況や海釣り公園について、合意を得られていない地権者がいる段階での予算化は時期尚早である、として反対討論がありました。

また、健康ふれあいセンターの集客促進のためにも海釣り公園の誘致はプラスの面に働くと考える、として賛成討論がありました。

議案第6号のうち、本委員会に付託された案件は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第8号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件について、まず、積立基金の残高をただしたところ、約7,200万円で、近隣市町村と比べると若干高い水準にある、とのことでした。

また、資格者証及び短期証の発行の有無をただしたところ、資格者証は発行していないが、短期証は12月末現在で約100件発行している、とのことでした。

委員からは、保険料の仕組みについて、さらなるPRをするよう要望がありました。

また、町内で発症率の高いC型肝炎の治療に関して、ミノファージェンの代金への補助

について検討するよう要望がありました。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第 8 号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第 9 号、平成 18 年度岬町老人保健特別会計予算の件については、質疑・意見、反対討論、賛成討論ともになく、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第 10 号、平成 18 年度岬町下水道事業特別会計予算の件について、公共下水道の整備計画をただしたところ、平成 40 年の施工完了を目途としている、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第 10 号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第 11 号、平成 18 年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件について、対前年度比の増額理由をただしたところ、当該事業は小島地区の排水処理を行う事業で、18年から20年の3カ年で工事を予定している。18年度については地区の約半分ほどの区域で面整備を実施するため、設計業務のみであった昨年度より大幅な増額となっている、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第 11 号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第 12 号、平成 18 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件について、財政安定化基金償還金について内容をただしたところ、過去 3 年間の事業量、事業費を見込んで設定した保険料を上回る実績があったが、3 年間は保険料の改定ができないため、基金から町債として借り入れた差額分の償還金である、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第 12 号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第 13 号、平成 18 年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件について、事業概要をただしたところ、新予防給付に係る要支援 1、2 の方のケアプランを作成する新会計であり、町が設立する地域包括支援センターに係る経費を計上している、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第 13 号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第 19 号、平成 18 年度岬町水道事業会計予算の件については、質疑・意見、反対討論、賛成討論ともになく、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第 21 号、損害賠償の額の決定及び和解の件については、質疑・意見、反対討論、賛成討論ともになく、満場一致で可決されました。

続いて、議案第 22 号、阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する

協議の件について、経費負担の割合をただしたところ、共通経費については2市1町で3等分し、審査件数に係る経費は審査件数によって案分する、とのことでした。

また、共同設置による利点をただしたところ、町単独で設置するよりも2市1町で共同設置する方が事務の効率化が図られ、また、審査の公平性、透明性の向上が図られる、とのことでした。

また、障害者サービスへの影響をただしたところ、制度改正は町単独のことではなく、障害者自立支援法の枠組みの中でサービスを受ける仕組みであることをご理解願いたい、とのことでした。

続いて、討論に入り、障害者が生活をしていくために必要最低限のサービスを受けることに対する自己負担の増加は納得できない、として反対討論がありました。

賛成討論はなく、議案第22号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第23号、町道路線の認定の件について、町道認定後に工事をして道路が傷んだ場合の原状回復はだれが行うのかただしたところ、町道認定の有無にかかわらず、都市計画法により開発許可され完了公告された道路についてはその時点で法的には移管されたものであるため管理区分は町である。しかし、その後、開発のために事業者が掘り起こすとなれば、事業者が原状回復をすることとなる、とのことでした。

また、町道認定後の外灯の設置について事業者への指導をただしたところ、電柱1本に対し1箇所、外灯の設置をお願いしている、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともなく、議案第23号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第24号、岬町国民保護協議会条例を制定する件、議案第25号、岬町国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例を制定する件について、議案第24号の第2条に規定する委員と専門委員の違いについてただしたところ、ともに、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」第40条に規定されており、専門委員については、本町にはコンビナート等があるため専門知識を持った委員を置くことが定められている、とのことでした。

委員からは、これらの条例制定は保護計画の内容に大きく関わっていくことなので、変に住民の不安をあおることのないよう要望がありました。

反対討論、賛成討論ともなく、議案第24号及び議案第25号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第26号、岬町海釣り公園条例を制定する件について、委員から、関係

用地の地権者と円満解決をし、強制執行などの事態にならないよう要望がありました。

また、採算性について、さらなる調査研究を深める余地があると思われるので、条例制定は時期尚早ではないか、との意見がありました。

また、海釣り公園の採算が取れなかった場合の計画についてただしたところ、採算が取れない場合は想定していない。例えば、小島漁港では、清掃協力費を徴収しているにもかかわらず、週末は多くの釣り客でにぎわっている。その上この海釣り公園では、桟橋・漁礁を設置して漁場を整えるのであるから、1,000万以上の維持管理費の積み立てを見込んで黒字になると判断している、とのことでした。

委員からは、岬町への観光客誘致のためにも施設整備は重要である、との意見がありました。

また、地権者との合意の上で条例制定をすべきであるが、合意がない現段階での条例制定の理由をただしたところ、海釣り公園設置については、地元住民、町、町議会一丸となって大阪府に要望してきた経緯があり、反対されている地権者の方も当初は賛成されていた。今後も円満解決に向け、誠実に協議を重ねていくことに変わりはないが、桟橋の引き渡し時期が5月に迫っており、引き渡しを受けるためには、条例を整備する必要があるため、今議会でお願いしたい、とのことでした。

また、特別委員会において、委員に対する説明や報告が遅れたのはなぜかただしたところ、町政が混乱したこともあり、資料提出が遅れてしまい、大変申しわたくなく思っている。現段階での条例案には料金設定等の規定はなく、今後、指定管理者の導入などあらゆることを模索し、赤字施設とならない検討を重ね、開園に向けて準備をしていきたい、とのことでした。

続いて、討論に入り、採算性が確保されない限りは賛成できないとして、反対討論がありました。

賛成討論はなく、議案第26号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第32号、岬町立保育所条例の一部を改正する件について、待機児童数をただしたところ、0である、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともなく、議案第32号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第33号、岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件について、条例改正により影響を受ける方がいるかただしたところ、現在町内には該当者はいない、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第33号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第34号、岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について、条例改正により医療費の被助成者への影響をただしたところ、条例で廃止される助成制度については、障害者自立支援法による助成を受けることとなるため影響はない、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第34号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第35号、岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件について、改正による影響をただしたところ、現在町内には知的障害による施設入所者が19名いるが、うち16名は重度の障害を持つなどのため、本条例の適用を受けることとなるが、残る3名の方については、個々の状況によって異なるが、一般論的には3割の自己負担となる、とのことでした。

助成の対象外となる方に対する援助についての検討をただしたところ、町村長会等を通じ、市町村の足並みをそろえた形で、国や大阪府に対し助成制度の整備を求めている、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第35号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第36号、岬町国民健康保険条例の一部を改正する件について、改正による障害者の方への影響をただしたところ、影響は生じない、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第36号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第37号、岬町介護保険条例の一部を改正する件について、府内でも高水準の保険料となるが、減免等の事例研究などを検討したかただしたところ、府下でも5,000円を超える団体はあり、本町においても財政安定化基金への償還金がなければ突出したものにはならなかったが、償還金の上乗せはせざるを得ないため5,500円を超える保険料の算定となった。減免については、これまでの減免措置と同じ段階を新たに第2段階として設けたため、従来の減免措置は廃止の方向である、とのことでした。

また、今後の見通しについてただしたところ、国からの施策が市町村に示されるのが遅いため、時間的な余裕がないまま検討しなくてはならないのが現状である。過去にも、制度施行後に減免制度を新たに導入した経緯もあるため、今回の制度改正によって生じる問題点などもその都度把握し、適切な対応をしていきたい、とのことでした。

委員からは、本人の努力により介護保険を使わずに努力をしている方に対しては表彰をするなど、報奨制度について検討するよう要望がありました。

続いて、討論に入り、保険料の大幅な引き上げを緩和するために、財政安定化基金への償還期間の延長や、保険段階を6段階よりふやすなどの努力をしてしかるべきである、として反対討論がありました。

賛成討論はなく、議案第37号は、挙手多数で可決されました。

続いて、議案第38号、岬町営住宅条例の一部を改正する件については、質疑・意見、反対討論、賛成討論ともなく、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された24議案ともに「可決すべきもの」と決定いたしております。

委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

以上で、私の委員長報告を終わります。

どうか、議員の皆様方にはご理解の上、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

和田博之議長 事業民生委員長の報告が終わりました。

それでは、事業民生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、鍛冶末雄君。

鍛冶総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。報告書、15ページになるため、約40分ほどかかりますが、ご了承ください。

去る3月7日の本会議において本委員会に付託されました、議案第2号、平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件、議案第3号、平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件、議案第6号、平成18年度岬町一般会計予算の件、議案第7号、平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件、議案第14号、平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件、議案第15号、平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件、議案第16号、平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件、議案第17号、平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件、議案第18号、平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件、議案第27号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件、議案第28号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件、議案第29号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件、議案第30号、岬町特別会計条例の一部を改正する件、議案第31号、岬町税条例

の一部を改正する件、議案第39号、岬町公民館条例の一部を改正する件、議案第40号、岬町財産区基金条例の一部を改正する件の16件については、3月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等詳細な内容は後日委員会記録を配布させますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから報告させていただきますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

初めに、議案第2号、平成17年度岬町一般会計補正予算（第8次）の件について、教育総務費、外国青年招致事業について、7月1日からの雇用予定が末日からとなった理由をただしたところ、3年間中学校または高等学校で勤務したALTが小学校に配属されるが、7月の何日に配属されるかは年によって異なり、17年度については7月29日からの雇用となったためである、とのことでした。

また、保健体育費、プール開放使用料について、当初予定の4,000人から1,000人弱の利用者数となった理由をただしたところ、健康ふれあいセンターまで距離があること、交通費がかかること、小学3年生以下の児童は、児童3人に対し2人の保護者の付き添いが必要となることなどから、利用者が減少したと考えられる、とのことでした。

委員からは、町民プールが閉鎖見込みである今、利用者の確保に努めるよう要望がありました。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第2号のうち、本委員会に付託されました案件は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第3号、平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3次）の件について、繰上償還の2件の内訳をただしたところ、約300万と約200万を合わせた償還額である、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第3号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第6号、平成18年度岬町一般会計予算の件について、まず、歳入について、固定資産税の算定方法についてただしたところ、まず、地価公示額を基本的に7割程度に置き換え、評価額を算出する。評価額に対し利用形態等別に一定の率を乗じ、課税標準額を算出する。最後に、課税標準額に対し100分の1.4を乗じ、課税額を算

出する、とのことでした。

また、地価下落は住民も周知のことであり、他の市町村と同程度の固定資産税を徴収するためには住民への説明が不可欠と考えるが、その考えはあるかただしところ、税のことに関わらず、あらゆる面で住民との対話は今後も計画している、とのことでした。

また、財政再建に関し、町有地の有効利用についてただしところ、賃借料を徴収せず利用されている土地があることも判明したので、今後は、財務上の適切な処理を行い、町有地の有効活用に努めていく、とのことでした。

また、町民税が対前年度比約2,000万円の増額となっている理由をただしところ、均等割については大きな変動はなく、所得割額については、前年度を基準に変動率を加え減額となった部分があったが、定率減税の廃止、老年者控除の廃止による増額部分があったため、差し引きして、約2,000万円の増額見込みとなった、とのことでした。

また、町民税の滞納分の徴収について見通しをただしところ、平成16年度においては10数%の徴収率となっており、大変苦しい状況であるが、17年度においては、大阪府から税の専任スタッフの派遣を得て、滞納分を中心に実地調査研究をした。滞納者については、財産の有無を調査し、処分すべきもの、法に基づく執行停止の措置を講じるものなど、適正に処理し、今まで以上に積極的に滞納整理に取り組んでいきたい、とのことでした。

また、株式等譲渡所得割交付金の対前年度比の増額理由をただしところ、平成16年度から創設されたもので、株式等の譲渡所得に対し3%相当分が市町村に配分され、予算額は16年度実績及び17年度の交付見込額を踏まえて算定した結果、約1,000万円の増額となった、とのことでした。

次に、三位一体の改革に伴う国庫補助金等の一般財源化及び補助率の引き下げに伴う本町における影響についてただしところ、三位一体の改革により見直された国庫補助金の影響については、この改革により減額となった減収相当分を補てんする制度として、所得譲与税制度が設けられている。平成18年度においては、国庫補助金の見直し期間であった16年度から18年度の3カ年分の影響相当額を合計した所得譲与税が交付されることにより補てんされる見込みである。しかし、この制度は18年度をもって終了するため、19年度からは、現在国税である所得税が地方税に税源移譲される制度

に変更する、新たな財源補てん措置が講じられる予定である、とのことでした。

次に、府支出金、自学自習育成サポート事業委託金について、事業内容をただしたところ、小学校を対象に学力向上と学習意欲を喚起するための事業で、教員免許有資格者が、学習アドバイザーとして放課後学習の指導、家庭訪問による学習指導、学習相談等を受け持ち、平成17年度から19年度の3カ年の事業となっている。現在、深日小学校、淡輪小学校に各1名を配置している、とのことでした。

また、スクーリング・サポート・ネットワーク事業委託金について事業内容をただしたところ、国・府からの委託により不登校児の対応をするネットワーク事業である。心理学専攻の大学院生等が家庭訪問をして、児童と屋外での活動をしている。淡輪小学校で活用していたが、対象児童が中学生となるため、平成18年度は中学校で活用していく見込みである、とのことでした。

また、本町の不登校児の現状をただしたところ、平成12年度で21人、13年度で17人、14年度で10人、15年度で8人、16年度で7人、本年度が6人で、人数は減少傾向にあり、今後も取り組みを続けていきたい、とのことでした。

また、心理学的な資格を持つ教員が配置されているかただしたところ、現在、町内の学校には有資格者はいないが、不登校児への取り組みを強化させるためにも、大阪府下の町の教育長会議、市町村教育長会議を通じ、府の教育委員会に対し要望していきたい、とのことでした。

次に、財産収入、町有地貸付収入が平成17年度に15万6,000円であったものが694万3,000円となった理由をただしたところ、空いている町有地の貸付の検討や自治区が使用している町有地の財務処理を適正に処理することとしたためである、とのことでした。

次に、繰入金、基金繰入金に関し、財政状況の資料で、一般会計基金で平成18年度の積立見込みが15万2,000円あり、年度末見込みが0となっている理由をただしたところ、基金は定期預金等で運用しているので、その利子相当額15万2,000円を一たん歳入として計上したうえで、17年度末の基金残高とあわせて、18年度当初予算で全額を取り崩す見込みである、とのことでした。

次に、町債、行政改革推進債についてただしたところ、平成18年度から新設された起債制度で、行政改革に取り組んでいる団体が公共施設の整備を行う際に通常の起債とあわせて発行することができるため、一般財源の負担を軽減する効果がある。18年度

においては、淡輪小学校の改修事業及び海釣り公園整備事業などに発行を予定している、とのことでした。

また、借換債の内容をただしたところ、平成7年に発行した健康ふれあいセンターの整備事業債の借り換えである。町債の償還期間は、建物の耐用年数に準じ、20年を償還期限として銀行から借り入れを予定したが、引き受け先の銀行は償還期限が最大10年までとなっているため、10年を経過すると借り換え手続きをしなければならない。そのため借換債という名称になっており、平成18年5月に12億7,920万円を償還し、同額を借り入れる予定である、とのことでした。

次に、諸収入、雑入について、対前年度比の増額理由をただしたところ、例年補正予算で対応していた大阪府からの市町村振興補助金等の収入を雑入として当初予算で計上したためである。補助金等が確定した際には補正予算で科目更正をする予定である、とのことでした。

また、収入全体に関し、標準財政規模の状況についてただしたところ、算定基礎の1つである平成18年の地方交付税は、平成17年の国勢調査人口で算定されるため、人口減により約2億円程度減少すると見込んで試算しており、税収の落ち込みとともに、標準財政規模の計算式の大きな要因が両方とも下がるという形になるため、標準財政規模についても地方交付税の減収に見合う額がほぼ縮小している状況である、とのことでした。

委員からは、標準財政規模が縮小したからといって、直ちに町の財政需要が縮小するわけではないので、交付税の増額、またはこれに代わる交付金等を国や府に要望し、財政の健全化に努めるよう要望がありました。

続いて歳出に入り、まず、議会費について、委員から議会交際費を増額するよう要望がありました。

次に総務費に入り、一般管理費、特別職報酬等審議会委員報酬について、近年は開催実績がないため、数年に一度の開催という方法に改めてはどうかただしたところ、特別職の報酬のあり方について一定の考え方を示す必要もあり、近隣市町村の動向も見きわめながら検討していきたい、とのことでした。

委員からは、町長の給料については、大阪府内の町村と同額程度の報酬を検討するよう要望がありました。

また、委員から、町交際費を増額するよう要望がありました。

また、北方領土返還運動推進大阪府民会議会費について、内容をただしたところ、北方領土返還運動を推進する団体への負担金で、大阪府が35万円、大阪市が30万円、各市町村は6,000円が割り当てられており、1年に1回開催される総会の資料代等を含めた負担金である、とのことでした。

また、徴税費、町税過誤納償還金について、700万円という高額の償還となっている理由をただしたところ、16年度決算で、個人税、法人税をあわせて283万円、固定資産税で493万円、件数にして46件の償還があった実績をもとに算定している、とのことでした。

また、企画費に関し、岬だよりの構成について住民と対話型の紙面構成を検討しているかただしたところ、現在、緊縮財政の中で紙面は限られており、伝えなければならない情報も多いため、新たな財源の確保に努め紙面の拡大を図ったうえで検討していきたい、とのことでした。

また、選挙費、工事請負費について、プレハブの代替施設の検討についてただしたところ、今般、予定している機構改革に伴い、公害監視センターの建物が期日前投票所として使用できる見込みとなったため、予算は執行しない予定である、とのことでした。

次に、教育費、教育総務費、事務局費の総合的教育力活性化事業委託料について、詳細をただしたところ、平成11年度に大阪府が教育改革プログラムの一環として始めた事業で、「総合的な教育力の再構築」の中心施策として「総合的教育力活性化事業」を創設し、地域教育協議会、すこやかネットに委託するものである。本町においては平成12年度から実施し、学校以外の関係諸機関、PTA、地域の協力団体や教育ボランティアの方々と協働し、子どもの健やかな成長に寄与すべく、様々な活動をしている、とのことでした。

また、小学校費、小学校改修工事について、昨年も計上されていたが追加工事かただしたところ、3カ年計画で実施する工事であり、17年度は普通教室棟を施工した。18年度は職員棟、19年度は特別教室棟の予定である、とのことでした。

また、学校巡視員の募集方法をただしたところ、淡輪小学校については、警察のOBの方に依頼しており、深日、多奈川両小学校については、福祉の関係団体に希望者の募集、登録、勤務の割り振り等を依頼している、とのことでした。

また、保健体育費、共同調理場費、一般職管理職手当について、内訳をただしたところ、月額4万円で部長級1名分である、とのことでした。

給食センター所長に部長級を配置するのかわき、予算の積算上、1月1日現在の在職者を基礎に計上している。現在、給食センター所長は部長級である教育次長が兼務しており、共同調理場費から管理職手当の支出を予定しているためであり、新年度からの予算執行については、人事異動の結果に基づき、配属された職員の職責に応じた管理職手当を支出することになる、とのことでした。

また、修繕料について、毎年、施設の修繕料が計上されているが、内容をかわき、2件分を計上しており、1件は、岬中学校の調理室のガラスにひびが入っているため修理するもので、1件は、給食運搬用車両の車検費用である、とのことでした。

また、本委員会に付託された歳出予算全般にわたり、一般職管理職手当の内訳について質疑応答がありました。

また、歳出予算全般にわたり、人件費に関し、臨時職員の雇用について考え方をかわき、基本的には、職員の病気休暇や産後休暇などの臨時的な対応、または突発的な業務を行うときに雇用するものであるが、現在、行政改革に伴う業務の見直しや職員数の削減による補充要員として雇用しているのが実態である。平成18年4月には、嘱託職員23名、フルタイムの臨時職員を47名、パートタイムの臨時職員54名を雇用する予定である、とのことでした。

委員からは、臨時職員の身分の安定を図るよう要望がありました。

反対討論、賛成討論ともなく、議案第6号のうち、本委員会に付託された案件は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第7号、平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件については、質疑・意見、反対討論、賛成討論ともなく、満場一致で可決されました。

続いて、議案第14号、平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件に関し、あたご山の管理についてかわき、つつじのシーズンに向け、管理会委員で草刈り、展望台の修理や太鼓橋のペンキ塗りをするなど美観に努めている。同じくあたご山に土地を所有する南海電鉄も、所有地については草刈りや駐車場の整備等を行い、財産区有地同様、美観に努めている、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともなく、議案第14号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第15号、平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件について、財産運用収益、財産貸付収入2,205万8,000円の内訳をかわき、岬カントリーへの貸付額が2,200万円、残りは、1本当たりの単価が1,820円の関電柱32本

分の貸付額である、とのことでした。

また、ゴルフ場の土地について、維持管理費を支出しているのかただしたところ、土地貸借契約に基づき、貸付のみで町は維持管理を一切行っていない、とのことでした。

委員からは、町有地だけでなく、財産区有地についても有効利用するよう要望がありました。

反対討論、賛成討論ともなく、議案第15号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第16号、平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件に関し、土砂採取跡地の利用予定についてただしたところ、多奈川財産区の所有部分については、極力企業誘致を図り、財産区に収入があるような方向で進めたいと考えている、とのことでした。

また、財産区財産を処分した場合の配分についてただしたところ、現在、町が3割、財産区が7割の案分となっているが、率については財産区管理会の承認で変更できるため、少しでも町の一般財源に充当できるよう管理会と協議中である、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともなく、議案第16号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第17号、平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件、議案第18号、平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件については、質疑、意見、反対討論、賛成討論ともなく、満場一致で可決されました。

続いて、議案第27号、岬町事務分掌条例の一部を改正する件について、企画部の新設について必要性をただしたところ、泉州地域で人口が大きく減少しているのは本町だけであるため、人口増加を図る施策の構築に努めるためにも、企画部門の強化が必要である、とのことでした。

また、税務課を総務部から住民部に変更する理由をただしたところ、税収入という町財政の根幹を担うことから、行政側の立場としては総務部という位置づけをしていたが、住民側の立場としては、窓口業務の一部であるとの考えから、所属部の変更を行うものである、とのことでした。

また、適材適所を実行するためにも評価制度や研修が必要と考えるが見解をただしたところ、人事評価制度については、昨年策定した人材育成基本計画の一環として、現在、管理職を対象に試行しているが、管理職と管理職以外の職員では評価の視点が異なるなど、すべての職員に拡大するには問題点もあり、町独自の評価制度を確立させるにはもう少し時間が必要であるとする。職員研修については、各職階ごとに必要な能力

の基準を作成し、自己評価をして不足する能力や技能を把握させ、その部分を補うために必要な研修を受ける、とする制度を組み立てたが、十分に機能しているとは言いがたい状況であるため、整理が必要であると考えている。職員の資格調査についても実施していきたいと考えている、とのことでした。

また、部門の増設により管理職がふえることが見込まれるが、一たん昇格したものは降格できない現状で人件費への影響についてただしたところ、一時的に管理職が多くなることは見込まれるが、いずれは退職、定年ということになるため、順次、適正化されていくと考える。現在、職員数は定員管理計画を上回る形で減少しているため、人件費総額としては、行革プランの計画額より進んだ状況となる見込みである、とのことでした。

委員からは、やりがいのある職場づくりが大切であり、一過性の思い入れの中で人事をすることのないよう要望がありました。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第27号は、満場一致で可決されました。

議案第28号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件について、改正の主旨をただしたところ、大筋では人事院勧告に基づく改正内容であるが、勤務実績の昇給への反映や地域手当の支給率などについては今後も労使協議が必要であるため、勧告内容と一部異なる町独自の部分もある、とのことでした。

委員からは、勤務評価制度の本格化に関し、職員間に不公平が生じない制度とするよう要望がありました。

また、勤務実績に基づく昇給制度の導入について、従来の制度で、普通昇給と特別昇給の内容をただしたところ、普通昇給とは、病気等による勤務日数の欠如がなく、かつ、勤務実績が12カ月間良好であった職員が1号給昇給する制度である。特別昇給は、勤務内容に特に著しい功績があった場合に普通昇給とあわせて1つ上の2号給まで昇格の幅を加算して昇給させることができる制度である、とのことでした。

また、評価基準についてどのように協議していくのかただしたところ、評価基準が確定するまでの暫定的な取り扱いを国が示しているので、勤務成績不良等については、懲戒処分や分限処分の有無などの基準を採用する予定である。勤務成績が極めて良好という部分については、国の基準も明確になっていないため、具体的な基準づくりに協議が必要であるが、町の人事評価制度を早期に確立させ、その評価結果を反映させる仕組みを導入できるよう検討していきたい、とのことでした。

また、今回の改正により給料が下がることにはならないのかただしたところ、ほとんどの職員は4.8%、給料が引き下げられるが、今回の条例改正による給料月額が平成18年3月31日現在の給料月額を下回る場合、その額に達するときまで、その差額分を給料として支給する経過措置を設けている、とのことでした。

また、第7条で、昇格させた場合における号給は規則で定める、とあるが、どのような内容になるのかただしたところ、昇格した際にどの級、及び号給となるか一目でわかるような換算表を定める予定である、とのことでした。

委員からは、行財政改革の推進は重要であるが、職員のやりがいをそぐことのないよう、またあわせて透明性の向上に努めるよう要望がありました。

質疑、意見、反対討論、賛成討論ともになく、議案第28号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第29号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件について、改正による影響をただしたところ、これまでの退職手当の支給率は勤続年数が長くなれば長くなるほど急上昇する制度となっていたが、今回の改正では、なだらかな曲線を描くような支給率となっている。よって、勤続年数が短い職員にとっては、退職手当の支給率はふえることとなり、また、退職勧奨や定年退職者については、経過措置も設けているため、改正前と大きな変化はない、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第29号は、満場一致で可決されました。

続いて、議案第30号、岬町特別会計条例の一部を改正する件については、質疑、意見、反対討論、賛成討論ともになく、満場一致で可決されました。

続いて、議案第31号、岬町税条例の一部を改正する件について、税率を上げることとなった理由をただしたところ、行政改革プランに基づき計画を遂行しているところであるが、昨年的大幅な退職者への退職金で想定外の基金の繰り出しがあったため、基金残高がなくなってしまった。できる限りの歳出削減や歳入の確保に努めているが、極めて厳しい財政状況が続いており、財政再建準用団体への転落を回避するためには、少なくとも平成15、16年度当時の税収を確保する必要があり、税率を改正せざるを得ないとの結論に達した。固定資産税について試算したところ、税率としては上がっても、改正税率を適用する19年度には、さらに地価が下落すると予測しており、影響額は少額となる見込みである、とのことでした。

また、住民負担を含めて、再建団体に陥らないために必要な予算の額を示す必要があ

るのではないかただしたところ、集中改革プランにより説明は行っているという理解している、とのことでした。

また、超過課税の府下での状況をただしたところ、超過課税という名目では現在、府下での徴収はない、とのことでした。

また、以前は都市計画税を検討するとのことであったが、今回、超過課税の導入となった理由をただしたところ、都市計画税は、課税対象が限られ、使途も都市計画事業に限られているが、固定資産税である超過課税は、町内すべての固定資産に課税でき、使途が限定されず広く公共事業に活用できるためである、とのことでした。

また、改正条例の第17条に規定する「当分の間」とは、どれぐらいの期間かただしたところ、平成19年度から21年度の3年間である、とのことでした。

また、超過課税は平成19年度からの採用であるならば、18年度中に他の住民負担の詳細な提示が必要ではないかただしたところ、行政としての説明責任を果たし、理解を得られるよう努めていきたい、とのことでした。

また、今回の税条例の改正をしない場合、平成19年度以降の財政の見通しについてただしたところ、ここ数年、町税の減少や介護保険等への繰出金の増加が行財政改革の効果額を相殺し、毎年4億円程度の財源不足が生じている。今後も同様の状況が続くものと見込まれており、現行の改革の取り組みを断行しなければ、財源不足は拡大し、19年度において約6億円、20年度において約8億円の財源不足を生じ、財政再建団体に転落することが想定されている、とのことでした。

委員からは、慎重に審議すべき内容であるので日を改めて委員会の開催を求める意見がありました。

続いて、討論に入り、まず、増税に不満はあるが、財政再建の折には住民への還元策の実施を要望したうえで賛成する、として賛成討論がありました。

また、超過課税は3年後に見直しをすると答弁をいただいていることを踏まえ賛成する、として賛成討論がありました。

次に、今後も見込まれる住民負担増もあわせて十分な説明責任を果たさないと大変なことになる、として反対討論がありました。

また、大きな課題はあるが、賛成する、として賛成討論がありました。

議案第31号は挙手多数で可決されました。

続いて、議案第39号、岬町公民館条例の一部を改正する件については、質疑、意

見、反対討論、賛成討論ともになく、満場一致で可決されました。

続いて、議案第40号、岬町財産区基金条例の一部を改正する件について、「必要があると認めるとき」から「必要と認めるとき」と文言を改正した理由をただしたところ、他の基金条例との表現上の整合性をとったものであり、内容としての変更はない、とのことでした。

反対討論、賛成討論ともになく、議案第39号は、満場一致で可決されました。

以上が、審査経過及び結果であり、当委員会は16議案ともに「可決すべきもの」と決定いたしております。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

以上で、私の委員長報告を終わります。

どうか、議員の皆様方にはご理解の上、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

和田博之議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

以上で、二常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第2号「平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第2号「平成17年度岬町一般会計補正予算(第8次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

二常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩いたします。再開は13時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

(午後0時03分 休憩)

(午後1時03分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、議案第3号「平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第3号「平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第3次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号「平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第4号「平成17年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号「平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算(第2次)の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第5号「平成17年度岬町老人保健特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号「平成18年度岬町一般会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原議員 この一般会計の予算のことですけれども、地域子育て支援センターの設置ですとか、住民にとって評価できる点もあると考えますが、委員会での質疑で明らかになったように、住民への説明や合意が得られていないという時点で予算化するという点について、賛成できないという立場で反対討論を行います。

先ほど委員長からの報告でもありましたが、配食サービスについてこれから周知していくという段階でした、委員会の段階では、説明すらしていないという段階での予算化ですとか、あと海釣り公園の設置について、新聞報道等でいろいろ問題になっていますけれども、一部地権者が反対であるとか、これから理解を求めていくんだというような段階で、合意が得られていないという時点での段階でのことになりますので、これは私権の制限という危険性をはらんでいるという点もありまして、非常に疑念があるという

点があります。それから採算性で、いろいろシミュレーションも示していただいたんですけども、どうも希望的観測の域を出ないという印象がありまして、もし失敗した場合に、失敗した場合のことは考えていないと言われていましたけれども、結局それは住民の皆さんに負担を課すという結果になるのではないかという点で不安がありまして、反対いたします。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第6号「平成18年度岬町一般会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

二常任委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第7号「平成18年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決さ

れました。

続いて、議案第8号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員、どうぞ。

中原議員 もろ手を挙げて賛成ではないんですけども、委員会の審議の中で「過度な負担とならないように配慮する」というご答弁がありましたので、基金の取り崩しですとか一般会計からの繰り入れというような有効な活用も配慮していただいて、急激な負担にならないようにということで注意していただいて、その点を重ねて求めて賛成いたしたいと思います。

和田博之議長 ほかに反対討論、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第8号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第9号「平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第9号「平成18年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号「平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第10号「平成18年度岬町下水道事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第11号「平成18年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原議員 はい、反対討論いたします。

今回、介護保険料の改定の金額が示されているんですけども、値上げ率が2倍近くで、金額については府下でトップの5,529円ということで標準額が示されています。金額的に余りにも重い負担であるという点が1つ。それから、納める方としては、住民の方は多くの方が年金から天引きされるという形で、いろんなものが天引きされて、本当に必要な生活費が手元に残るのかなという心配があります。

それから、町独自の軽減策というのはちょっと考えてはいませんという結果だったんですけども、少し委員会の中でも触れましたけれども、新しい区分で、収入が80万円以下の非課税の方というのは第2段階に入ることになるんですけども、その方は第1段階の生活保護を受けておられる方よりも、実態、生活水準ですよ。実態は低い状態であるにもかかわらず、金額としては第2段階というふうに振り分けられて、これはちょっと実態を見てない、とても配慮が足りないというふうに感じまして、サービスを減らしながら利用料を上げるような、この新しい介護保険自体に私は反対なんですけれども、町での具体化のやり方についても賛成できませんので、このあと介護保険に関するいろんな議案が出てきますけれども、それぞれについて同じ立場であります。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第12号「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第13号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第14号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第15号「平成18年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第16号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第17号「平成18年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第18号「平成18年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「平成18年度岬町水道事業会計予算の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第19号「平成18年度岬町水道事業会計予算の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第21号「損害賠償の額の決定及び和解の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原議員 反対討論を行います。

これまでの障害者福祉のサービスについては、収入に応じて負担するという応能負担でありまして、そのほとんどが無料化、廉価によるものでした。今回の障害者自立支援法については、利用したサービス料に応じて負担するという応益負担ということで、原則1割負担という中身になっています。これはだれもが人間らしく生きる権利を奪う、障害者福祉の理念に真っ向から反するものだと考えておりますので、町独自の軽減策も講じられていないという点もありまして、この法自体に反対であるんですけども、認定審査会を設置するという点で、岬町でこの法を具体化するという点は反対であり

ます。

この後、自立支援法に関してほかに議案も出てきますけれども、それについても同じ立場であります。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第22号「阪南市泉南市岬町障害程度区分認定審査会共同設置に関する協議の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号「町道路線の認定の件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第23号「町道路線の認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号「岬町国民保護協議会条例を制定する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原議員 反対討論を行います。

委員会での質疑を通じて、これについては大規模な武力攻撃を想定しているという話がありましたけれども、この岬町でどんな大規模な、全面戦争に当たるような武力攻撃が行われるのかということについて、現実味が感じられないという点と、それともう1点、全面戦争は予測が可能であるというふうに大阪府の中でも言いながら、この法の中には戦争を回避するという手立ては1つも示されません。本気で住民の皆さんを守るという立場で、この国民保護協議会を設置するのであれば、平和的外交で戦争を回避するという手段についてもきちんと書き込まれるべきであろうと考えます。この計画は住民の皆さんの不安をあおるもので、戦争に備えるのが当たり前という、そういう意識づくりの1つではないかなという疑いがありまして、条例化することは岬町での具体化になりまして、そのことで住民の皆さんにどんな影響が及ぶのかということ考えた上で反対いたします。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号「岬町国民保護協議会条例を制定する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号「岬町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第25号「岬町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例を制定する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号「岬町海釣り公園条例を制定する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。田島議員。

田島議員 この問題につきましては条例制定について、本当に岬町の安穩を左右する大事なものと思います。先ほど事業民生委員長の報告の中で、海釣り公園の付託委員会で審議されたと。その中で、委員長報告の中には採算性は取れないことはない、棧橋の引き渡しは迫ってるというご答弁の中で、私も興味があって、よその委員会のものですから、傍聴のみで質疑も機会がなかったということで、本席を借りて私の意見を述べたいと思います。

本年1月19日と2月の24日に空港対策委員会で、いろんな参考資料でる、地権者の問題についても担当部長以下説明した中で、この資料の中で、私も今日までこの資料を眺めた中で、委員長報告の中で採算性は取れないことはないという自信満々な、そういうご答弁の中で、もし仮にこういう採算が取れなったらどうするんかという、そういう危機感を感じておるわけですね。この場は討論ですので質疑は控えさせてもらって、某新聞社の記事の内容におきましても、施設の有効利用かむだな公共事業と、ここですね。ここを僕が一番大事に考えてるわけです。

そこで、まずこの事業をするに当たって岬町の集中プラン、この中で一番岬町の財政を的確に書いてるわけですね。このような財政状況のもとで現在の行政サービスを維持するのも大変やと、18年度には底をつき、19年度には3度の赤字再建団体に転落す

ると、こういう財政厳しい中にこういう事業ですね。有効利用かむだな公共事業かわかりませんよ。そういうことを含めて本当に本件条例制定は、私としたら端的に言うとき期尚早やと。やはりこういう岬町の財政事情を踏まえれば、財政のまず安定化を構築してから事業に進めるべき問題であって、まだそういう赤字再建団体に陥るんではないのかという時期に、なぜ急いで公共事業をしなければならぬのかということ懸念するわけです。

この詳細な資料をいただいて、詳細についてはまた私の次の一般質問の部分で質問させていただきます。今は討論の段階ですので、私は時期尚早ということで、この条例制定については反対意見を述べ反対討論といたします。次の一般質問で質疑を入れさせていただきます。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。反保議員。

反保議員 賛成であります。

今現在、町財政の困窮なときではありますが、国や大阪府からの助成金の援助、負担金があるという時期にこそ賛成をすべきではないかと思っております。岬町といたしましても、あるいは小島地区にいたしましても、やはり岬町の地域振興にもつながる話でもございますし、私は一議員として賛成をいたします。

しかし、町民の方々の声は、多くの方々から反対の声を聞いております。理由は、こういう財政難のときに多額の町税を出してまでつくる必要があるのかという、そういう声が大多数でございます。もっともっと町行政の方から実情を、本当のことを皆さんにもっともっとPRをして、そういう地域振興に結びつくような、そういう方法をとっていただきたいと思っております。

以上です。

和田博之議長 次に原案反対の方、討論。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論がなかったら賛成討論。はい、どうぞ、出口議員。

出口議員 今現在、岬町は最悪の事態に陥っておりますけども、土取りの跡地も今のところ企業誘致もまだめどがついてないという中で、やはり税収が岬町を支えるものだと思っております。そういう中でやはりこの税収を上げるということは、観光客の誘致とともに、地元の活力をより以上に府外に町外にもっともっと発信すべきであろうかと私

は思います。そういう中で、やはり総論賛成・各論反対になるかわかりませんが、実際のところやはりこのまま手をこまねいておりますとどんどん岬町は衰退してまいります。そういう中でやはり1つの施設を設けることによってほかの施設が潤うということも考えられますので、私は賛成討論をいたします。

以上です。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第26号「岬町海釣り公園条例を制定する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。はい、田島議員。

田島議員 ちょっと複雑な心境で討論をするんですけども、委員会付託され、当委員会で私はこの本件、一部改正する件でいろいろ担当者から報告・説明を受けた中で審議いたしましたんですけども、福祉部と住民部の分掌化については、当然これは何年か前からでも、やはり介護保険とかいろんな福祉関係の事務量が多いということで、過去、前町長の時分から私は分掌化せえと一般質問で訴えてまいりました。それについてはこの本件福祉部、住民部の分掌化は賛同します。

しかし、本会議を迎えた現在、この企画部についていまだ設置の必要性について、まだ自分自身企画部の必要性があるのかなのかという、こういう疑義を感じておりますので、当然企画部については僕は必要性ないと。なぜかというたら先ほども言ったように、財政の苦しい折にまた部長職をこしらえないかと。当然人件費にはね返るわけで

ありますということで、複雑な心境で、企画部については必要性が見えませんが反対の意見を述べ、反対討論としておきます。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。中原議員。

中原議員 賛成討論を行います。今田島議員から話があって、複雑な心境だと。私もその気持ちは同じでして、どちらかと尋ねられたら賛成という立場なんですけれども、基本的に行政というのは、むだが多くてサービスが手厚いというのが理想だと思うんですけれども、今回の機構図を見せていただいて、部局やとか課・室がふえてると、それは好ましくないのは明らかだと思います。あとは1課1係制は避けるべきだと考えますけれども、それも残されているという点はどうかかなあと思うんですけれどもね。変更の中身で、先ほど田島議員も言われましたけれども、住民部と福祉部を分けて独立させている、これは相談の業務も多い窓口ですので、住民の皆さんにとってサービスが進むという点で評価できますし、あとは子育て支援課もまた新たに新設するというので、微妙なところなんですけれども、積極的に賛成というわけではないんですけれども、提案理由に住民ニーズに的確に対応すると明記されてありますので、これを念頭に置いていただいて丁寧に運用していただくということで、賛成討論といたします。

和田博之議長 次に反対の方の発言を許します。出口議員。

出口議員 反対討論を行います。

私は今、特に岬町が行財政改革を実施せないかんという形の中で取り組んでるんですけれども、実際に今言われた部課制が前回よりかなりふえてると。そういう中で町長が「4.8%の人件費の削減ができる」というふうに話を聞いたんですけども、どういうふうな形で基本的に算出方法があったのかなと。ともに職員の給料が4.8%下がるであろうというふうな回答であったと思います。そういう中で課長職、部長職をふやすことによって役職手当が当然ふえてまいります。と同時にボーナスにもはね返ってきます。そういう部分で実際に人件費の削減ができるであろうかということ疑問視します。と同時に、これだけの課をふやしまして、実際に本当に行政の末端までの掌握ができるかどうかということも疑問に思います。そういう形の中で反対いたします。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。反対ですか。福田議員。

福田議員 今、出口議員が言ったのを基本的には私も賛成なんですけども、いつも委員会でも発言もさせていただきましたが、やはり今財政難の折に機構改革、これはやっていただいて大いに結構なんですけども、部課をふやすということは非常に私としては抵抗があります。本来なれば民間委託なりアウトソーシングなり今どんどん進めていかないといけない時期に、何か逆に行政が今やっていることが本当に反対に進んでるような、こういう観点から見て、逆に進んでいるような気持ちもします。よって、できるものであれば本来は機構改革は縮小していくべきではないかと思いますので。私はこの件に関して反対させていただきます。

和田博之議長 次に、原案賛成の方ございませんか。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原議員 反対討論を行います。

大綱的質疑の中で組合との合意が得られているということをお聞きしてますので、この点については賛成か反対か迷ったんですけれども、人事院勧告が出て、それに準じてということなんですけれども、別に準じなあかんというものでもないのに、公務員給与を4.8%平均で引き下げるということで、民間の水準に合わせて公務員の給与の水準をどんどん下げていく、そしたら民間もどんどん下がって行って、もう安売り競争みたい

になってしまって、民間にとっても歯どめのない賃下げになっていくのではないかなという疑念がありまして、反対したいと思うんです。

一応経過措置が講じられているということも聞いてますけども、これからまだまだ住民の皆さんへのサービスという点でお仕事をしていただかないといけない職員の皆さんですので、給与が下がっていくことで職務への意欲ですとか生活の維持ですとか、その点で不安が残りますので、賛成しかねるという立場です。

和田博之議長 反対ということですね。

中原議員 はい。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第29号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第30号「岬町特別会計条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号「岬町税条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。奥野議員。

奥野議員 私は反対討論をさせていただきます。

超過税率によって地価下落分が増加になることは十分理解し、やむを得ないかと思えます。しかし私は、後ほどの一般質問の中でも触れておりますが、まず第一に住民に行財政改革の岬町集中改革プランを十分な説明を行うことがまず先決であると考えます。そしてその後に、5月臨時議会ないし6月議会でも十分間に合うと考え、継続審議にてしていただきたいと望むところでありますが、本日、議決をとるのであればあえて反対討論といたします。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。川端議員。

川端議員 公明党会派を代表いたしまして、賛成の立場で討論させていただきます。

今回、個人固定資産税の税率を従来の1.4%から1.7%にアップすること、たび

重なる住民負担を考えると非常に頭が痛いのですが、厳しい財政難を乗り越えるための手段として、当分の間ということですので賛成いたします。しかし、住民の理解を得るためにも、地区ごとにきめ細かく住民説明会を持っていただきたいと思います。なぜこんなに財政が厳しいのか、社会状況、制度の仕組みから説き起こし、住民によく知ってもらうことこそ財政再建の大前提だと思います。そのためにも説明会を実施していただきたい。また、できるだけ住民負担をなくせるよう、むだを省くことをさらに真摯に取り組むということをお願いいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

和田博之議長 次に反対討論。中原議員。

中原議員 反対討論いたします。

住民負担ということで、もちろんなんですけれども、委員会の傍聴でいろんな背景はよくわかりましたけども、今後未納者に対して財産の差し押さえとか徴収について、その点厳しくするというので、何かサラ金の取り立てを思わせるような、行政の強権的な態度が見え隠れしていると、そういう点からもちょっと反対させていただきたいなと思います。

和田博之議長 次に、賛成討論ございませんか。反保議員。

反保議員 賛成です。

総務委員会の会議でいろんな意見があったところですが、現状の町の財政面から見て賛成をいたしました。現実はその賛成の方ではございますが、町民の方々は理解はされておられません。次の町長選挙で石田町長は住民の皆さんの審判を受けることになると思われま。税のアップについての理由は一応わかりませんが、町民の方々の理解をもらった上に、皆さん方、町民の方が直接的に負担になるわけですから、今の財政面から見て賛成せざるを得ないかなということで賛成をいたしております。でも、町長あるいは行政の方から徹底した住民の皆さんに告知を、適切な告知を考えていただきたいと思っております。

以上です。

和田博之議長 次に、反対の方、ございませんか。

では賛成。田島議員。

田島議員 当委員会の審議事項ですので、当委員会においても私は賛成の意見を述べたわけ。やはり我々住民においてはサービスを受けようと思えば、これは当然原資は税金がもとでいろんなサービスをやってるわけですね。ということで、先ほど私は大き

な公共事業については反対意見を唱えたんですけども、自治体を運営しようと思ったらやはり税が原資でありまして、何もかも反対といえ、税金なしで運営していただいたら立派な石田町長ですけども、それは無理な話ですので、やはり前回の委員会では、150平米の敷地、例として、その中に入る建物で年間1,000何がしと。その程度であればやはり弱者に対してもいろんな住民サービスができるのであれば、私は当然税を取るべきと、改正すべきと思っていますので、大きな増税は賛成はいたしかねますけど、こういう住民サービスできる微妙な税改正でしたら今回一応、本当は値上げは改正はしてほしくないんですけども、やはり住民サービスをしていただこうと思ったら、やはり納税義務という義務がありますので、権利ばかり言うてもだめということで、今回この改正に対しては賛成の意見を述べたいと思います。

以上です。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第31号「岬町税条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第32号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第32号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたし

ております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第33号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第33号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」について、起立より採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第34号「岬町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決され

ました。

続いて、議案第35号「岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第35号「岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第36号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第36号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第37号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。反対ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 なければ、原案賛成の方の発言を許します。川端議員。

川端議員 賛成の立場で討論させていただきます。賛成の立場で、公明党会派を代表して討論させていただきます。

今回の条例改正の主な内容は、65歳以上の被保険者が対象となる第1号保険料額の見直しであります。高齢化率の高まりとともに、要介護認定者数が当初の予定より上回り、それに伴って介護給付費が年々増加し、この制度が発足した平成12年度から比べると、17年度は2倍強の約10億円が想定されております。さらに今後も増加が見込まれるとのことで、第1号被保険者が負担すべき保険料が今回大幅に増額されます。税制の改正で老年者控除が廃止され、今まで非課税区分だった方が多数課税区分に入っております。激変緩和措置が実施されるとはいえ、そんな方にはかなりの負担増になります。しかし、共助を目的としたこの介護保険制度の存続を考えると賛成をせざるを得ないのであります。

しかし、急速な高齢化を考えると、今後さらに介護給付費が増大し、それに伴って保険料が増額されるであろうと危惧されます。これ以上保険料が増額されないためには、給付費が抑制されなければいけないと思います。そのためにも予防事業に力を入れていただくこと、また、高齢化率府下第1位の岬町として、健康長寿のための施策にさらなる取り組みをしていただくことを要望し、賛成討論とさせていただきます。

和田博之議長 反対の方ございますか。中原議員。

中原議員 介護保険については先ほど言いましたので、重ねて言うのもなになんですけども、ちょっと余りにも負担が重過ぎるという点と、ちょっと配慮が実態の生活を見て、100円でも200円でもという生活、100円でも安くするための努力というところで、ちょっと町の独自の政策という点で、余りにも実態を見ない、配慮のない形だと思うので反対いたします。

和田博之議長 賛成討論ございますか。反対討論ございませんか。

ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、起立によ

り採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第38号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第38号「岬町営住宅条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

休憩します。再開は2時15分に再開いたします。よろしく申し上げます。

(午後2時03分 休憩)

(午後2時17分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

続いて、議案第39号「岬町公民館条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第39号「岬町公民館条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第40号「岬町財産区基金条例の一部を改正する件」について討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第40号「岬町財産区基金条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

以上で、二常任委員会に付託されました案件は、すべて採択されました。

各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

和田博之議長 日程3、議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会議員、奥野 学君。

奥野議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、岬町議会委員会条例の一部を改正する件を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、奥野 学。賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。賛成者、岬町議会議員、反保多喜男、鍛冶末雄、和田勝弘、中原 晶、辻下正純、竹内邦博、川端啓子、岡本重樹、鳥谷部昭、谷本 貢、以上であります。

提案理由は、岬町事務分掌条例の一部改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。裏面をご参照願います。

岬町議会委員会条例（昭和62年岬町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務部」のあとに「、企画部」を加える。

第2条第1項第2号中「住民福祉部」を「住民部、福祉部」に改めるものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成18年4月1日から施行することとしております。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

今回の事務分掌の改正に伴い、総務文教委員会の所管が、総務部、企画部及び教育委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項に、事業民生委員会の所管が住民部、福祉部、事業部及び上下水道部の所管に属する事項に改正するものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議員提出議案第1号「岬町議会委員会条例の一部を改正する件」について、

起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

和田博之議長 日程4、議員提出議案第2号「町長の専決処分事項を指定する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。議会議員、奥野 学君。

奥野議員 議員提出議案第2号、町長の専決処分事項を指定する件。ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第2号、町長の専決処分事項を指定する件を岬町会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、奥野 学。賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。賛成者、岬町議会議員、反保多喜男、川端啓子、田島乾正、岡本重樹、和田勝弘、鍛冶末雄、中原 晶、辻下正純、竹内邦博、出口 実、福田 収、鳥谷部昭、谷本貢、以上であります。

提案理由は、地方自治法第96条に規定する議決事件のうち軽易な事項については、その都度議会を開催することが困難であるため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の権限に属する軽易な事項について、町長の専決処分事項に指定するものであります。

町長の専決処分事項の指定について、説明いたします。裏面の案をご参照願います。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

指定する事項は、「1件50万円以下において、法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関すること」であります。

なお、この指定は、議決の日からその効力を発するものであります。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議員提出議案第2号「町長の専決処分事項を指定する件」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 起立満場一致であります。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

和田博之議長 日程5、「一般質問」を行います。

順位に従いまして質問を許可します。

初めに、奥野 学君。

奥野議員 議長より発言の許可を得ましたので、平成18年第1回定例会での一般質問のトップバッターとして質問に入りたいと思います。

まずもって、昨年10月より石田新町長が就任以来、岬町の再生を誓って連日奮闘していただいていることに敬意を表する次第であります。我々議員もがけっぶち、待たなしの状況を乗り切るため、一丸となって臨まなければならないと切に思っております。

そこで、本日の質問内容は、岬町の将来展望という点から、行財政改革と防災対策の2点について質問させていただきます。本日、私のあと質問者が多く控えておりますので、答弁はわかりやすく簡潔にお願いいたします。

まず、1点目の行財政改革であります。

私は平成15年12月議会、平成16年12月議会において、事務事業評価システムによる事務事業の見直しを早急に導入することを提案してまいりました。とりわけその中でも、ピアツァ5の全面外部委託を訴えてまいりました。その結果、平成18年度より、指定管理者制度のもとで全面的に外部委託が行われることになりました。この事案は私の選挙公約の1つであり、実現できたことは大変うれしく思います。限られた財源を効果的に活用できる手段であると考えますが、要注意点はサービスの低下のないよ

う定期的な監査を議会においても行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。これからも指摘するだけでなく、代案をもって提案していきたいと考えますので、検討は十分に、判断は早急にさせていただきたいと思います。

景気も少しずつ好転してきたと言われておりますが、岬町にとっては全くその様子がなく、真っ暗なトンネルの中に突っ込んだように思われます。といいますのは、先日の総務文教委員会でお示しいただきました全国地価下落20位中、岬町は何と14カ所が入っております。この原因は何なのか、どのように判断されますか、ご答弁をいただきたいと思います。

そして2点目は、岬町は過去に2度、赤字再建団体に転落したことは皆様十分ご承知のことと思いますが、1回目は昭和31年から40年までの9年間、2回目は昭和42年から50年までの8年間、合計17年間も新たな事業もできず、国の管理下にあったわけでありまして。3回も転落するような不名誉なことは何が何でも避けなければなりません。どこの市町においても基金を取り崩しての苦しい財政運営を行っており、どこが一番先に赤字再建団体に転落するのかといった状況にあると思います。赤字額が一定規模、財政標準規模20%を超えると財政再建団体となるわけですが、本町の場合、実質収支額が、平成16年ベースで約8億4,000万円を超えた場合、赤字再建団体に転落となります。平成18年度は残りすべての基金、約4億円を取り崩しての予算編成となったわけでありまして。平成18年度の実質収支額はどのような見込みになるのか、正直にご答弁をいただきたいと思います。

次に、2点目の防災対策であります。

本定例会は、私は防災対策の担当課として独立した新たな課の設置が必要であると考え、提案させていただこうと思い、その質問を挙げたところ、その後石田町長より機構改革の中で本定例会において危機管理課の新設をされましたので、大いに賛成するところであります。また、深日大川のしゅんせつをお願いしていたところ、岬町より大阪府に対し、強い要望のおかげで大変きれいになり、増水があっても一安心かと思っております。ご努力大変ありがとうございました。

次に、私は平成16年12月議会において防災対策について質問いたしました。その結果、岬町防災マップを作成し、各戸配布の実施となりました。文部科学省は新年度予算で東南海地震に備えて、2006年から2009年度の4カ年で熊野灘沖海底に地震計、津波計などの観測機器を15キロ間隔で集中的に配置した監視観測網づくりを始め

るようであります。2010年より南海地震に備えて潮岬沖にも同様のシステムを展開する報道がありました。いつ起きてもおかしくないと言われる大地震に対し、国も本格的に取り組んでいるわけであります。昨年本町においても岬町防災マップ保存版の各戸配布がありました。しかし、配布したマップは各家庭でどのように保存されているのか。また、中には「そんな地図を見たことがない」という声さえ聞こえてまいります。そこで、次の4点について質問いたします。

1点目は、各家庭での防災マップの保存状況を踏まえ、岬町内、淡輪、深日、多奈川、孝子、4地区に分け、常に目のつくところに張れるようなコンパクトな避難場所を明記した防災マップを再度作りかえる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、住民の防災対策への意識向上のために、また高齢者、障害者、乳幼児などの方をどのように避難支援するのかなどの、各地区ごとに具体的な避難訓練の必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3点目は、耐震診断の結果、基準を下回っている岬町内3小学校の体育館は、早急に補強工事が必要であります。現在国においても耐震補強工事費の国の補助金が3分の1から2分の1に増額が検討されています。このことを十分踏まえ、岬町内3小学校の体育館の補強工事が早急に必要であると考えます。命を預かる避難場所が耐震診断の結果基準を下回っていることは重大であります。財政が苦しいのは十分承知しておりますが、南海、東南海地震は近い将来やってくるのです。この点についていかがお考えでしょうか。

4点目は、土取り跡地整備として野外グラウンドが検討されていると聞き及んでおりますが、そのグラウンドを災害時に備えて対処できるように、いろいろな方面から検討する必要があると思いますが、いかがでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。再質問は自席にて行わせていただきます。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。中口総務部長。

中口総務部長 奥野議員の質問に答えたいと思います。

1点目の全国地価下落中、岬町14カ所ということで、その原因は何なのかということでございます。平成17年地価公示に基づく地価動向につきまして、先日国土交通省が発表し説明しているところによりますと、全国平均で見ますと地価は引き続き下落しているものの、三大都市圏、地方圏とも下落率は縮小しておるという状況がございます。これは景気の回復が底堅く推移したことで、不動産投資のすそ野が広がる中、東京

圏では特別区を中心として下げどまりの傾向が一層強まり、より広がりを見せ、大阪圏、名古屋圏、札幌市、福岡市でも下げどまりの傾向が広がりを見せ始めているとのことでございます。

特に三大都市圏においては、平均値で上昇となる市や区で比較的高い上昇率を示す地点が見られるなど、おおむね都心部で地価動向の変化が鮮明になったとのことでございます。大阪圏では2年連続で下落率が縮小しております。その特徴といたしまして、大阪市、京都市及び神戸市の都心など、京阪神の交通の利便性が高い鉄道沿線を中心に横ばいの地点が増加しており、中でも大阪市の都心では利便性、収益性の高さを反映して、上昇地点があらわれておるとい状況があります。これらの背景といたしまして、東京圏、大阪圏では都心回帰の動きが続きまして、また各圏域におきまして都心以外でも利便性等にすぐれた地域で住宅需要が堅調であったことが挙げられております。

以上を踏まえまして、平成17年の地価動向を分析しますと、貝塚市以南の泉南地域は大阪府の南部に位置し、都心接近性に劣り、都心部での地価動向の現象の反映が鈍く、さらには都心回帰の影響を強く受けたことで、地域全体の地価変動率は平成16年度よりやや強めの下落傾向を示しているという状況でございます。そのような状況の中でも、大阪市に近い貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町では下落率は縮小しまして、泉南市ではほぼ横ばい、最南端の岬町、阪南市では下落率の拡大につながっており、結果的に岬町、阪南市が全体の下落率を引き下げている状況となっております。あらわれておるところでございます。

次に、行財政改革の中で、本町の財政は地価の下落を反映した町税収入の減少と高齢化の進展に伴う介護特会への繰り出しや過去の公共施設整備の際に起こしました地方債の償還額の増加などにより、歳入歳出のバランスが崩れ、この歳入不足を補うために各種基金の取り崩しをもって財政収支の均衡を図る状況でございます。この基金残高も、今年度当初予算での取り崩しにより底をつくことになりまして、今後の財政状況を考慮いたしますとなお一層の行財政改革を進める必要があるというふうに考えております。

このような厳しい財政状況にある中、今年度の財政収支見込みにつきましては引き続き実質収支の黒字を目標としているところであります。この目標を達成する上で特に懸念される事項といたしましては、歳入面では町税の調定見込みと地方交付税の算定結果でありまして、歳出面では老人医療費や介護保険給付費の推移が、今後の財政収支に影響を与えるものと想定されておるところでございます。

まず、町税につきましては、固定資産税の評価替え作業の進展により、ほぼ減収見込み額が推定可能となっておりますが、個人及び法人所得に係る町税の推移が不確定要素となっております。また、地方交付税につきましては、今回の国調結果を踏まえまして、人口の減少による影響や今回の町税の減収による影響額及び地方交付税総額の減額の影響額を考慮いたしまして推計したところでございますが、国が定める詳細な算定基準が明らかにされていないため、今後交付額に大きな影響があることも想定されるところでございます。

一方、歳出面では、医療費や介護給付費の伸び率の推移であります。当初予算では過去の決算額の推移や法改正の影響額等を見込み算定しておりますが、これらの経費は本町の財政負担が自動的に決定される仕組みとなっているため、今後本町を取り巻く環境の変化によっては財政負担が大きく変動することも想定されておるところでございます。これ以外にも自然災害の発生など懸念される事項も多々ありますが、さきに説明いたしましたとおり、現下の厳しい財政状況に対しまして的確に対応するため、行財政改革プランを着実に進める以外に方策はないというように考えておるところでございます。今後ともこの行財政改革プランにおいて示す改革の基本方針に基づきまして行財政改革を進め、本年度以降の財政収支についても黒字決算を目標に進めてまいり所存であります。

以上です。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 防災関係のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、防災関係の1点目の防災マップでございますが、この防災マップにつきましては東南海、南海地震対策用の津波被害を想定した津波ハザードマップと土砂災害を想定した総合マップとなっております。内容といたしましては、地震発生時の心得、津波への心得、土砂災害への心構えと避難場所の各名称や各公的機関の施設名称をポイントマークし、わかりやすく必要な最小限の情報を掲載しております。災害に備えて、住民1人1人が防災意識を高めていただき、災害から自分の身は自分で守ることを認識していただくために防災マップを昨年6月に全戸配布いたしまして、住民の皆様にご覧いただいていたところでございます。

議員お示しの地域別のコンパクト版にいたしますと、紙面の都合上必要な情報提供ができなくなったりとか、文字の縮小などによりまして高齢者には見にくくなるなどの問

題点も考えられるということとともに、関係機関との調整と印刷に要する財源の確保等必要になることから、現在は現行のマップを主として啓蒙啓発してまいりたいというふうに考えております。今後、内容の変更などが生じた場合には、議員お示しのご意見を踏まえつつ、防災マップの策定に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

次に、2点目の高齢者、障害者、乳幼児などの要援護者の避難支援でございますが、災害から身を守るためには住民1人1人が防災に対する意識を深めていただき、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取り組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要であります。今年度につきましては各自治区単位で地域性を取り入れ、消防署、消防団と地区住民が連携した避難訓練、消火訓練、通報訓練などを実施しております。

そういった中で、今後においては各自治区また自治区で組織しております自主防災組織の協力、警察、消防といった関係機関との連携を密にし、要援護者に配慮し、集団避難等がスムーズに実施できる体制づくりを図るとともに、地区の特性に合わせ避難誘導体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

また、要援護者の避難支援につきましては、自助、近隣の共助を基本とし、要援護者に対して迅速、確実な情報の発令、避難勧告等の伝達体制の整備を図る必要がございます。そのためには常日ごろから要援護者の情報を的確に把握する必要があります。プライバシー保護の観点から難しい面もございますが、警察、消防、民生、児童委員、社会福祉協議会などと連携し、要援護者の支援体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、4点目の土砂採取跡地の野外グラウンドを災害に対応できるように検討してはとのご質問でございますが、跡地利用につきましては、現在岬町多奈川地区整備促進協議会で、多目的公園整備に向け具体的な内容について検討しております。その中で、グラウンド整備につきましては、多目的広場として機能を有することを前提に取り組んでおります。

議員お示しのとおり、災害発生時には避難所の開設、救援物資の拠点基地、ヘリポート等の基地などの災害時に対応する広域避難地としての活用も必要が生じるものと思われれます。今後、多目的広場の具体的な検討をする場合において、災害時での対応も視野に入れ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

和田博之議長 笠間教育次長。

笠間教育次長兼給食センター所長 奥野議員の3点目のご質問の中から、避難場所としての小学校体育館の耐震補強工事についてお答えいたします。

議員ご指摘の耐震補強工事につきましては、今年度、平成17年度から3年計画ということで、深日小学校の体育館の耐震補強を実施しております。3年かかります。引き続きまして、これが終了次第、多奈川小学校、その次には淡輪小学校ということで、順次進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

和田博之議長 奥野議員。

奥野議員 いろいろご答弁ありがとうございました。自席で再質問させていただきます。

住民にばかり負担をかけることは行財政改革と言えるのでしょうか。私は、住民に負担をかける前に、まず議会としてみずから改革すべきことがあるのではないかと考えます。まず第1に議員定数削減、第2に政務調査費を凍結することを提案します。議会みずからの具体的な痛みがない限り住民負担の理解が得られないのではないのでしょうか。今後の行財政改革、年次計画を具体的に立て、住民に十分な説明をする責任があると考えますが、今後どのような形で説明する機会を考えているのか、ご答弁願います。

2点目は、企業誘致等で歳入の見込みとしてどれだけ見込んでいるのか、私には全く見えてまいりません。町長及び担当課ではいろいろなシミュレーションを当然しているはずですが、その見込み額をより具体的にご説明いただきたいと思います。答弁次第では、進捗状況を見ながら、しかるべき時期に再質問させていただきます。

そして、最後に石田町長の岬町再生に向けての不退転の決意をお聞きし、私の質問を終わります。ありがとうございます。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 奥野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、行財政改革を進めるのに住民に十分な説明をする責任があるのではないかと、どのような説明する機会を考えているのかということで、本町の財政再建団体への転落を阻止し、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、行財政改革プランを平成16年に策定しております。この改革プランにつきましては、市町村合併問題に際して、合併しない岬町の今後の行財政改革の取り組み方針として位置づけし、今後の改革内容の周知を図るため、その概要版を各戸配布するとともに、各地域

ごとに住民説明会を開催しまして、その概要の説明を行い、現在この改革プランに基づき改革を進めているところでございます。

その後、国は地方公共団体のさらなる行財政改革を推進するため、新たな行革指針を策定し、この指針に基づき具体的な改革の取り組み内容などを、平成17年度中に集中改革プランとして策定することを求められ、本町では現行の改革プランを再編整理することにより、岬町集中改革プランを策定することにしたところでございます。

この集中改革プランにつきましては、既に行財政改革特別委員会でその内容を説明し、その後にパブリック・コメント制度による住民の皆さんの意見を反映した上で、今月末には公表する予定となっておりますところでございます。この集中改革プランでは、今後の具体的な改革内容を推進項目として、その概要と実施年度を記載して公表する内容となっております。今後、このプランに基づき、改革内容を具体化するには、条例など法令改正や予算措置を必要とするため、その際議会でその内容を詳しくご説明することとしておるところでございます。

また、集中改革プランの推進項目には、受益者負担の適正化を図るため施設使用料や各種手数料及び一部自己負担金の見直しを、さらに本町の財政基盤の強化を図るため町税の超過課税など住民の皆様には新たな負担をお願いすることや、公共施設管理の民間委託なども盛り込まれておりまして、これらを進めるには住民の理解と協力を不可欠としておるところでございます。よって、この改革項目の実施に当たっては、住民の改革に対する理解をさらに深めるとともに、なお一層の住民の協力を得るために、改革の基礎となる行財政改革プランなどの内容を説明する機会を設ける必要があるというふうに考えております。ついては、この住民に対する説明方法につきましては、さきの市町村合併問題に際して開催した住民説明会の実施内容等を十分参考にいたしまして、具体化してまいりたいというように考えております。

次に、企業誘致等で歳入の増収をどの程度見込んでいるのかということで、企業誘致等に係る歳入としては土地に係る財産売払収入や貸付収入、企業が負担する固定資産税などの町税収入などが想定されておるところでございます。これに係る収入見込額につきましては、具体的な計画等が明らかになった段階で詳細な金額を把握することが可能となりますが、現時点では大まかな目安となる金額については推計することができる段階にあると考えております。

しかし、財産売払収入や固定資産税の算定の基礎となる土地の鑑定価格が、地価の下

落傾向を踏まえ流動的であり、現時点で推計金額を、概算数字であるとしてもこれを明らかにすることは今後の企業誘致に何らかの影響を与えることも懸念されるため、公表の時期等は慎重な取り扱いにしたいというように考えておるところでございます。

なお、企業誘致に係る町税の増加等につきましては、現行の行財政改革プランでは反映いたしておりません。この改革プランでは、町税収入の推計方法は平成16年度決算額を基礎に、過去の決算額の推移、今後の景気や地価の動向などを考慮して算定しております。これは企業誘致等に係る増収額などは、誘致実施年度や誘致企業の投資規模などの具体的な内容が必要となること、またこのプランでは、収支計画では町税収入を基礎に地方交付税の算定や行革効果目標の必要額を算定している関係から、行財政改革プランの全体の堅実性や確実性を確保するため、でき得る限り不確定要素を排除する必要があるため、企業誘致等に係る増収額を反映していない状況でございます。

以上です。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 奥野議員からの、不退職の決意を述べよという点でございます。

私も20年近く前、私が32歳、奥野議員が当時まだ20代、29ですかのときに2人で、この岬町を変えようと言って初めての町長選に立候補した、あれ以来19年、思いは1つも変わっておりません。今回この時期に町長にならしていただいたことを本当に、逆に光栄に思っております。この時期、この苦しい財政を乗り切っていくのは私しかいないという気持ちでいっぱいでございます。

そしてまた、今回の機構改革で186名の職員とともにまず一丸となることが、私は大切だと思っております。ただ、行政が一丸となっても行政と議会、これは車の両輪でございます。これからも我々行政が一生懸命、職員とともにいろんな形で改革案をご提出させていただきます。議会の皆様におかれましても我々の出す案を真剣にご討論いただきまして、是々非々の判断をぜひともしていただき、お互いにこの岬町の再生のためにご努力いただけたら、私も精いっぱい努力させていただきます。

以上でございます。

和田博之議長 議長の方からあえて答弁をしておきたいと思います。

既にご存じのように議会の中で、全員協議会の中で定数、そしてまたその他いろいろ議会の中の改革については今現在進行形でやっているということでございますから、これは理事者の方から定数、政務調査費をどうするかということについての答弁はできな

いと、このように思いますので、私たちの議会の中の範疇でございますので、私たちの方でまた継続して、現在もやっておりますけれども、継続してやっていきたいと、このように思います。

奥野議員、よろしいですか。

奥野議員 はい。

和田博之議長 それでは、奥野 学君の質問が終わりました。

次に、田島乾正君。

田島議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の通告した一般質問に入らせていただきます。

防災関係と、最後が道の駅であります。これは道の駅といっても釣り公園と一体型の道の駅でございます。

第1問の防災関係について、まだ皆さん記憶に新しいと思うんですけども、深日港の大火、そしてまた深日会館の民家火災、最近そういう大きな火災が発生している中で、現場を私が見た限りに大変旧村においては人家が密集していると、その中で本当に我々住民の生命、身体、財産を守れる体制になっているのかと、これを踏まえて質問に入りたいと思います。

まず、防災関係についての当町の防火水槽の設置状況であります。消火栓といえども、消火栓のみでは瞬時に消すことができませんので、防火水槽の設置状況と、そして火災時における先ほど言った消火栓の使用時における水圧、水量、この問題についてであります。

よく火災が発生すれば私もやはりちょっとでもお手伝いできるということで現場に駆けつけるんですけども、どうも2台、3台の消防車が放水に当たると、水圧というか、専門的でないんですけども、水量が減ってしまうと。ということで即鎮圧はできない状態にあると。その中で消火栓の水圧、水量についてお伺いしたいと思います。

そして、その消火栓の整備状況であります。定期的に消火栓の整備点検をされておられるのか。まずこの3点に。4点目に地域防災計画の内容についての通告をしたんですけども、これは我々昨年そういうマップをいただいておりますので、この質問については省かせていただきます。この3点についてご答弁願いたいと思います。

最後の道の駅についてであります。

道の駅の一体化の片方の釣り公園の、先ほど条例が可決されましたですけども、私が

一番心配するのは施設の有効利用かむだな公共事業かと、ここに落としどころがあると思います。土取り跡の栈橋を設置者が、各隣接の自治体においてもいろいろ積み出し栈橋をつくっておりますが、あとの栈橋については当然採算性が取れんということで撤去しております。

そこで、当町はこの栈橋を利用して釣り公園と道の駅の一体型の、そういう観光に向けた事業をしようとしているんですけども、その道の駅、釣り公園について、現在の道の駅の取り組み状況。私は担当委員会に入っておりませんので、先ほど委員長報告のとおり報告されたんですけども、詳細についてわかりませんので、追ってまた再質問なりで質問するんですけども、まず現在の釣り公園、道の駅の取り組み状況ですね。釣り公園条例をかなり急いで本日可決したんですけども、その内容について、答弁者におかれましては私が納得するように、かいつまんでご答弁をお願いしまして、再質問からは自席で質問したいと思います。

和田博之議長 答弁に当たっては簡潔にお願いします。質疑と答弁で1時間でございますから、よろしくお願いします。

松永部長。

松永事業部長兼事業課長 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、防災関係についてでございますが、まず基本的な消防水利についてでございますが、消防法第20条第1項の規定に基づきまして消防水利の基準が定められております。給水能力は、常時貯水量が40立方メートル以上、取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、連続40分以上の給水の能力を有するものと定められておまして、その供給源といたしましては、消火栓、防火水槽、プール、河川、溝、堀、池、海、湖、井戸、下水道等、あらゆる水源が消防水利として利用することが定められております。

本町における消火栓、防火水槽の整備状況であります。まず防火水槽につきましては、淡輪地区で29カ所、深日地区で16カ所、多奈川地区で17カ所、合計62カ所の公設の防火水槽を設置しております。また、事業所、旅館等で私設の防火水槽も20基設置されております。

続いて、消火栓につきましては、淡輪地区252基、深日地区150基、多奈川地区123基、孝子地区16基でございます。町内には合計521基設置しておまして、火災発生時に備えまして、消防署、消防団において定期的に点検を実施しているところであります。

また、最近の消火栓の整備状況でございますが、厳しい財政状況の中、平成15年は新設消火栓1基、既設消火栓1基、消火栓補修工事3カ所を実施しております。16年度につきましては新設消火栓1基を整備し、17年度については新設消火栓1基と2カ所の補修工事を現在施工中でございます。

民間開発では、宅地開発指導要項に基づきまして、望海坂地区で平成14年度には22基の消火栓と防火水槽5カ所を設置いたしまして、本年度においては消火栓10基と防火水槽2カ所を設置しております。また、最近の他の開発地域におきましてですが、消火栓4基と防火水槽1カ所の新設の協議を進めておりまして、今後におきましても消防水利の基準に基づいて指導の徹底を図り、万全を期しているところでございます。

しかし、議員ご指摘のとおり、本町の旧市街地では古い家屋が建ち並び、狭い路地が多くて、主に水道管も口径75ミリという管を使用しておりまして、火災時には同じ管からの取水により水量の低下が生じているのが実情でございます。そのため、消防署と協議いたしまして、新設、移設の消火栓設置の優先順位をつけまして整備計画を策定するとともに、水道管の布設がえ工事には優先的に消火栓の設置を実施しておりますが、昨今の厳しい財政状況により消防水利の不足箇所など緊急性の高い箇所について優先的に整備を進めているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、道の駅でございます。

現在、小島地区で事業を進めております道の駅整備事業は、かねてから地元の要望を受けまして、町の活性化と地域振興に寄与するという事で、土砂採取用栈橋の有効利用を図り、整備する海釣り公園と同時に整備することといたしております。事業の内容につきましては大阪府と岬町が、それぞれの役割分担により事業を進めることとしておりまして、大阪府が24時間使用できる駐車場やトイレ、道路の案内板等を整備し、岬町が地元物産等の販売を行う地域振興施設、地域のイベント活動等に利用できるふれあい広場を整備し、地域に密着したさまざまな情報の発信や利用者との交流を図れる施設として整備する予定であります。

全体事業面積が6,500平方メートルで、大阪府の整備面積は約3,800平方メートル、岬町が2,700平方メートルの整備を行いまして、地域振興施設は二層構造で約200平方メートルの計画となっております。また、この地域振興施設は海釣り公園の入り口に位置しておりまして、海釣り公園の管理事務所としても利用することとしており

ます。平成17年度事業といたしまして、大阪府とともに駐車場部分の詳細設計を実施するとともに、本事業に係る用地取得を行うべく地権者の方々のご理解、ご協力を得るように協議を行っているところでございます。現在、平成18年度の予算を可決していただきましたが、この予算におきまして地域振興施設の詳細設計を実施する予定でございます。

以上でございます。

和田博之議長 田島議員。

田島議員 今、松永部長から私の第1質問等についてる答弁していただいた中で、やはり旧村においては防火水槽の数が僕なりに足りないと思うんですね。なぜかという、昨年の深日港の大火においても、そして同じく深日会館の横の民家火災においても即制圧できない状態、これは消火栓ですわね。防火水槽でやれば瞬時にして火の勢いをとめられると。ということで防火水槽の重要性を、今回私は現場を見て痛感して訴えてるわけですね。公民館の深日会館の前の火災においても、町長もみずから現場を見ていただいて体験しておられるわけですね。

ですから、その防火水槽のまず私がお尋ねしたいのは、まず消防水利ですね。そして、2点目の防火水槽の設置状況。そして旧市街地、ということは旧村ですね、密集しているところの火災が発生して、消防車が消火栓を2カ所使った場合、当然水圧、水量が落ちますわね。行きどまりのパイプであったら。ループ式というのはそれ相当いけると思うんですけども、やはり消火栓に頼らず防火水槽の設置について、まず担当としてどのようにお考えかということですね。これは町の財政事情から、過去からやっとかなければいけないことを今日まで引きずって、防火水槽の足らず分を優先順位をつけてると思うんですけどね。1基700万近くすることは聞き及んでます。まず、防火水槽の設置状況と、そして消火栓の水量の部分についてお尋ねしたいと思います。

そして、道の駅の部分ですけども、今回土砂搬出が終わって、府から、公社ですか、そこから24億もかけて棧橋をこしらえた、僕から言うたらちょっとお化けみたいな品物ですけども、有効利用もあるんじゃないかという考えで現在、本日も釣り公園条例が可決されたと。私は反対なことを言ってますけども、やはり町財政とかいろいろなことを心配して言うてるんで、今回悪者になって言わしてもらいますけども、せっかく石田町長がこの初めての当初予算を組んだ。この予算書を見せてもらってるんですけどね。この中で、いつもなら商工観光費もペラペラとめくるんですが、なぜかしらんこの

金額が大きいんですね。結局、棧橋の改造費に1億ということですね。そして、一体型の道の駅の公有財産購入費で4,200万円。これは毎年このぐらい商工会に補助金としていただいたらいいなあと、これは全く全然商工会とは、ないとは言いませんよ、関連性があるから。せっかく石田町長も新しい予算を組んでいただいて、集客力、先ほどどなたか議員がおっしゃったように町財政の確保のためにそれはいいことです。しかし、この大きなものをどういう経過で府から、何も石田町長を責めてませんよ。これは前町長がレールを敷いた問題でして、その上に石田という客車が走ろうとしているわけですね。

ここで1つ私、心配して言いますので。道の駅の定義ですね。道の駅ってどんなものですかという。私は個人経営で、孝子地区に道の駅もどきみたいな、そういうふうなをやってますな。道の駅といってもいろいろありますので、その定義と、そして近隣の道の駅の運営状況。たくさん大阪府内、近畿にありますので、その運営状況。そしてこの交通量ですね。やっぱり山奥でやってもお客さんが来なんだからだめですね。やはり人が流通する、行き来するところでないと道の駅をつくった意味がないです。

ということで、当然こういう事業に対しても、特別委員会を2回僕は傍聴したんですけども、特別委員会でいろいろデータとかアドバイスの資料、近隣の釣り公園の資料、いろいろ披瀝していただいたのは、傍聴やから発言できませんので聞き及んだばかりやから、この場をお借りして私はこれから質問に入りたいと思いますけども、まず定義と近隣の道の駅の運営状況ですね。それも当然調べてなかったらこういうことを出せないと思うんで、それは当然担当の方はやられると思うんです。そして交通量、これが一番心配ですね。最近どの辺でデータを取られて、採算が取れないことはないという、そういう委員長報告もあったので、まずこの道の駅の定義と、何ぞやということ、そして近隣の道の駅の運営状況、そして最近交通量のデータを取られたのか。場所ですね。それをまずご答弁願いたいと思います。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 お答えします。

まず、防火水槽の設置状況でございますが、田島議員ご指摘のとおり、旧市街地におきましては住宅密集地域となっている狭い路地等が多くて、先ほども申し上げましたが、口径75ミリが主として使用されておるということもございまして、行きどまり管というようなことになってるところが多々あるというふうに認識しているところでござ

います。

火災発生時に同じ水道管から同時に消火栓を使用すると水量不足が生じているというのは事実でございます、川や防火水槽等、他の消防水利を確保することが必要であると認識しているところでございます。その対応策といたしまして、現在消防署と協議を進めておりまして、旧市街における消火栓や防火水槽などの消防水利を確保するために、消火栓の新設や移設に優先順位をつけて、整備計画の検討も図っている最中でございます。

しかし、防火水槽は先ほど田島議員がおっしゃいました財政的な700万円という金額と、あと防火水槽を細い路地に入れるというのはちょっと場所の確保ができないというようなこともございまして、非常に困難な状況であるというところでございます。今後、関係機関と協議調整いたしまして、住民の皆様が安心して暮らせる町を目指しまして努力してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、道の駅の定義と、近隣の道の駅の運営状況、そしてその交通量ということでございますが、まず定義といたしまして、道の駅は道路利用者のための休憩機能と、道路利用者や地域住民のための情報発信機能、それと活力ある地域づくりを行うための地域の連携機能の3つの機能を果たす施設として設置されておりまして、道の駅は登録しなければ道の駅の称号をいただけないわけでございますが、道の駅の登録要件といたしましては、無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔なトイレが備わっていること、またそれらがバリアフリー化が図られていることや道路及び地域に関する情報を提供する案内所または案内コーナーが備わっていることなどが要件となっております。道路利用者の休憩施設としては駐車場とトイレがあり、駐車場の規模としては道路交通量、立ち寄り率、ラッシュ率等と平均駐車時間をもとに算定されまして、20台以上の駐車台数が道の駅の認定要件となっているところでございます。

次に、トイレにつきましては男女合わせておおむね10基以上の便器が必要とされており、先ほども申し上げましたように24時間使用であることが道の駅の認定条件となっております。情報機能につきましては、道路情報及び近隣の道の駅の情報、近隣地域まで含めた観光情報、緊急医療情報その他利用者の利便に寄与する情報発信が内容となっております。

次に、近隣の道の駅の状況につきましては、道の駅は全国で830駅、近畿で95駅

の登録がございまして、大阪府では「ちはやあかさか」、それから「近つ飛鳥の里・太子」「能勢(くりの郷)」「かなん」の4駅がございまして、近くでは和歌山県岩出町の「さくらの里」があります。これら近隣の運営状況につきましては、道の駅での年間売上高が、生鮮食料品、それと加工品等の売り上げが約1億円から4億円、多少幅がありますが、ということでございまして、ともに法人や協議会、第三セクター等に委託されまして、健全な経営状況であるというふうに聞いております。

また、交通量につきましては、現在調査した段階では、平成11年の交通量センサスによりますと、12時間交通量調査ではこれらの道の駅の関連道路の交通量は3,000台から9,000台となっております。なお、本町における府道岬加太港線での昨年5月の12時間交通量調査では、役場前で7,582台、多奈川の津山医院前で6,777台という結果になっております。

以上でございます。

和田博之議長 田島議員。

田島議員 防火水槽につきましては、私どもの生命、身体、財産を当然守っていただかなければなりませんので、先ほど税の値上げについては私は賛成したものです。ですから税は、増税については反対いたしません。しかし、この防火水槽については、部長、この分については最後の質問になるんですけども、要望になるかわからんけども、1基700万要るか知らんけども、これから新興住宅地についてはやはりそういう整備をしなければならぬと、いろいろやっけていただけてますけども、私が住んでる旧村の、本当に屋根と屋根が軒と軒が重なってるところ、消防車が入りません。消火栓に頼らないかと。ということで、これからひとつ担当課におかれましてはやはり防火水槽を、年1基つくるんか2基つくるんか知りませんが、公平公正な立場でひとつ防火水槽の設置をお願いをいたしまして、この防災についてはもう答弁は結構です。これはお願いしておきます。

肝心なのはこの釣り公園、道の駅。これについては今部長が答弁いただいたんですけど、近隣の運営状況から見たら健全な経営状態であると聞いておりますということですね。万が一不健全な経営状態があったとするなら、これはあってはならないことですね。そして、これはあるんかないんか、私なりにまた議員活動で調べますけども。

そして、交通量調査の件ですけども、やはり津山医院前ではだめと思うんですね。やはりどこの民間でもお店をつくる時はお店の前を何台通ったかということをお調べと

思うんです。この点についても本当はそういう交通量調査のデータが欲しかったんですけども、津山医院前の6,707台が加太まで行くと私は理解をいたしますので、本当にこれから税金を使っていろいろなことを運営するんで、ひとつ現地でのデータを出していただきたかったんですけど、それは私は信用しておきます。

そこで、再々質問の最後になるんですけども、部長に2点また質問するんですけども、最後に町長もひとつご答弁を約束していただきたいんですね。仮にできたとしますね。めでたくオープンして、町の財政を潤すような道の駅と釣り公園、これは頑張ってもらわないかんですけれども、道の駅の管理ですね。そして海釣り公園の管理、こういうような形態はどういうような維持管理をされるのか。

そして、海釣り公園でしたらエサを売ったり何やるんですけども、道の駅となれば当然何を売るのかということですね。岬町は自然で、いろんなものがあると思うんですけども、先ほど1億、何億というような売り上げがあるだけの物産というんか物品があるんかと、こういうふうな点についてまず2点、担当部長からご答弁願いたいのと、町長に1つお聞きしたい。お聞きするというよりも町長の決断ですな。決断を聞きたいと思います。

2点ございますので。委員長報告では当然、採算性は取れないことはないと言うたのは、委員会で僕が傍聴した中で、これは恐らくあれですね。どの部分でしたかな、湯浅でしたかな。あの第3のケースで2万1,000人が年間来れば、2万2,000人ですか、収支でとんとんより少しもうけますということで、採算性は取れないことはないと言い切ったと思うんですが、これはあくまで地元のケースじゃなくして隣接の下津ですか。ここの、2万2,000人を入れていただいたら収支が約200万ということで運営できますと。ここでもし取れなかった場合、当然赤字になります。その場合、町長はどうされますかということをお聞きしたいのと。

そして、この釣り公園条例を可決したんですけども、中身については棧橋の引き渡しは迫ってるので、急いで釣り公園条例を制定しなければならないという中身で議論したと思うんですけども、過去府とのいろんな、この棧橋をもろてくれてとか売ってくれとか、そういう約束があったんかなということです。ただ今回1億円、改造費で府からの金額と思うんですけども、そういう約束があればご答弁、引き継ぎがあったら願いたいと、もうそんなんやったら、もう隣接の阪南市も採算性が取れへんし断念してるし、うちもどうやるなあ、もうルールを敷いてあるけど、わしは乗りたくないわ、そのルール

というお考えがあるのか、これをひとつ町長、やっぱり住民の1万9,000何がしの代表ですから、私らは15分の1の審査する方ですけど、町長は執行部やよって、この岬町をどうするかという大事な方ですので、見直しの検討をする、何でもするにも勇気が要るし、やめるのも勇気が要るわけですね。そこでひとつ町長には、もし採算が取れなかったらどうしますかと。そして、見直しをする意思があるんですかと、この2点をご答弁。もう私の最後の質問になりますので、まず部長から。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 お答えさせていただきます。道の駅の管理と海釣り公園の管理をどうするのかという点と、道の駅でどんな物品を販売するのかという、この2点についてご答弁させていただきます。

まず、本事業におきましては、道路管理者である大阪府が整備する駐車場部分と岬町が整備する地域振興施設を、それぞれの役割分担で整備いたしまして、一体的な管理形態による方式によって管理運営していきたいと考えております。

道の駅の大阪府の施設である駐車場やトイレの管理については、大阪府から一定の財源を確保いたしまして、町の施設の維持管理につきましては、利用客の利用料金、利用料金というのは海釣り公園の利用料金でございますが、その利用料金と物品販売による収入をもってこの海釣り公園全体、道の駅も含めまして管理運営する指定管理者に管理運営していただくように現在検討を進めているところでございます。

また、どんな物品を販売するのかということでございますが、道の駅、地域振興施設での物品販売につきましては、当施設は海釣り公園との併設型ということになっておりますので、全国で初めてであろうというこの海釣り公園と一体となった道の駅では、当然海釣り用の釣り客と一般客の来場者が両方お見えになるということで、エサ、それから釣り具、釣り関連グッズや、軽食や飲食等のものを提供させていただこうということが1点と、地元の特産品となる物品の販売を予定しておりまして、地元の特産品といたしまして、岬町では深日焼という非常に素晴らしい工芸品もございますが、今後商工会とかJA、漁業組合、婦人会、NPO等の各種団体と協力・連携して、1年を通して地域の産物や加工品などを販売していくように進めてまいりたいと考えております。

また、採算性につきましても、海釣り公園として構造形式が栈橋で立地も近い下津ピアラウンドを参考に検討した結果、海釣り公園は健全経営により運営できるという一定の方向性を見出すことができっております。

また、今後、道の駅につきましては海釣り公園と一体的な管理運営を行うことによりまして、経費的に安価となるとともに、定期的なイベントの開催とかきめ細かい情報サービスを提供するようにはいたしまして、また海釣り公園におきましては漁礁の設置など釣果の向上によるリピーターの確保など集客の向上に努めまして、健全経営が継続できるように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、またご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 田島議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の採算が取れなかったときはどうするかと、赤字が出たときどうするかということなんですけども、たまたまこの間、海南市長の神出市長とお話しする機会がありまして、今下津も合併されて、どうですかという話が出たら、「ああ、何とかいけるで。とにかく市の一般財源からは出さんようにしてるねん」というお話でございまして、私もそのように考えております。ただいまのシミュレーションは2万人を超せばという形でいっておりますから、単年度で万が一赤字が出て、それをすぐに一般財源からの補てんということは考えなく、それは独立採算で黒字化していくようにという形で考えております。

そしてまた、阪南さんとの問題ですけど、やはり構造が違いますので、うちの場合はやはり二層構造にして、海面からも近いという形で、岬の方を残したということについては問題がないと思っておりますし、また大阪府とのいろいろの引き継ぎで、いついつまでに買い取るとかどうやという形の引き継ぎは、引き継ぎといいますが、前町長とはお会いしていないまま私がここにおりますので、全くそういった引き継ぎはなく、現在に至っております。

そしてまた、今後これを取りやめる気はないのかということですが、これは地元の住民さんの強い要望があって進んできてる事業でございまして、その中の一部の方が若干、こじれから今反対運動の形になってるようではございますけれども、これはやはり最初皆さんが総意で地元に関わりながらこの機会にという形で振興施設を持ってきてるものでございまして、私はその辺、納得いくような説明をすればご理解いただき、そしてまた岬の将来のためにもきっとすばらしい施設になると思っておりますので、現在取りやめるという見直す考えはございません。

以上でございます。

和田博之議長 田島乾正君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

休憩いたします。再開は3時45分に再開いたします。よろしくお願いいたします。

(午後3時33分 休憩)

(午後3時45分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、福田 収君。

福田議員 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行わせていただきます。

今回の質問は、観光振興、観光課長を民間より登用、観光協議会設置についてと、医療費軽減につながるジェネリック医薬品の普及について質問いたします。

まず初めに、観光振興、観光課長と協議会設置についてお伺いします。

岬町は、関西電力及び四国淡路連絡の関連事業によって主に経済が支えられてまいりました。しかし、多奈川発電所の休止、航路の休廃止により大打撃を受け、地域産業の振興策が急がれています。また、関西国際空港二期工事の土取り跡地利用も急がれるところです。こうした状況の中、未利用資源、文化・歴史遺産等を活用した地域振興策を促進していかななくてはならない。過去に発表された第3次岬町総合計画、ネオルネッサンスの中に、「自然を生かして、いきいき魅力ある魅力満載のまち」というビジョンが記載されています。中でも観光・レクリエーションの中に観光振興についての位置づけが提起されています。それらの基本的な位置づけは、まちづくりの観点からすればますます重要な施策として位置づけされています。今、住民の求めている課題は、より具体的に充実した対策の提起だと考えます。

そこで、まず町は、財政難の折、現状の未利用資源もしくは文化・観光資源を生かした観光振興策と将来展望をお聞かせください。

次に、とかく行政は縦割り行政と言われるとおり、観光行政についても観光振興は事業部地域振興課、観光資源、文化・歴史遺産は教育委員会生涯学習課と部課が分かれ、観光面で融合できていないのが現状です。そこで、その機構を補完し、行政の縦系に対

し横系的な役割を果たし、充実した観光事業が敏速に実施できるよう、観光課長もしくは観光大使を民間より登用することを提案します。これは私案ですが、身分はアルバイト、報酬は月5万から10万くらい、若干の活動費とそれに保険等もろもろの諸経費。

最後に、協議会設置の件ですが、町内外の観光事業、観光産業にかかわる団体、個人、有識者、行政とで協議会を設置し、観光振興について検討していけば観光のまち岬町が誕生するかもしれません。以上の事項についてお伺いします。

次に、医療費軽減につながるジェネリック医薬品の普及についてお伺いします。

最近、新聞紙上、テレビ等でよく目にするのがジェネリック医薬品の広告です。新聞においては全面広告、テレビでは大物タレントを起用し、莫大な費用を使い、派手にPRを行っております。ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期限が満了後、厚生労働省の承諾を得て製造販売される薬です。同じ効き目でありながら薬の価格を低く抑えられ、患者個人の医療費負担を軽減するだけでなく、各自治体の医療費の削減に大きく貢献できると期待されています。

最近では医療費の自己負担率がふえ、家計への影響が心配されています。しかし、ジェネリック医薬品は有効性、安全性が確立している医薬品で、特許が終了しているため安価で、製造された新薬の半分以上のものもあり、患者個人の医療費負担を抑えることができます。製造面においても厳しい基準を超えて開発、製造、販売されているので安心です。既に欧米では、薬剤師が患者の同意の上で医師によって処方された医薬品を、同一成分の他の名称の薬にかえられる代替調剤制度などが認められていることもあって、ジェネリック医薬品の普及率は医薬品全体の50%以上のシェアを占めています。日本ではこの4月より代替調剤が、医師の許可があれば認められると聞いております。このことにより大きく普及するきっかけになり、薬は患者が選択する時代になっていくと考えます。当町においても積極的にPRし、処方箋を受けている患者に利用促進すればいかがでしょうか。町、患者ともども医療費軽減になると考えますので、ぜひとも制度の普及に努めていただきたい。

以上でこの場での私の質問は終わります。お答えのいかんによって、再質問は自席にて行わせていただきます。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。松永部長。

松永事業部長兼事業課長 福田議員の、観光課長ポストの新設と協議会の設置についてご答弁させていただきます。

まず、観光振興策と将来展望についてでございますが、近年余暇時間の増加やライフスタイルの多様化などに伴いまして、景勝地に訪れることや歴史的建造物を見て回るなどといった従来型の観光に加えまして、自然とふれあうことにより田植えや稲刈りなどの農業体験をしたり陶芸やそば打ちなどに参加するなど、体験型や参加型の観光・レクリエーションが求められるようになってきております。

本町における観光・レクリエーション資源には、大阪府で唯一の自然海浜保全地区に指定されている小島海岸や長松海岸に加えまして、飯盛山を初めとする緑豊かな山々など恵まれた自然環境資源が町内至るところに点在しております。また、淡輪ヨットハーバー、青少年海洋センター、淡輪海水浴場などを中心とするせんなん里海公園やみさき公園、2つのゴルフ場などのレクリエーション施設も充実しているところでございます。さらに、宇度墓古墳、西陵古墳や興善寺、理智院や金乗寺など歴史的資源や、各地区で催される盆踊りや秋祭りなどの文化的資源などもあります。

今後は、住民、事業者、行政の協働によってこれらの観光・レクリエーション資源の活用とネットワーク化による魅力づくりを一層進めるとともに、大阪都市圏に位置する観光・レクリエーション地域としての魅力向上を図っていくことによりまして、本町の観光の振興がより一層図れるものと考えております。

また、観光課長に、または観光大使を民間よりのご提案につきましては、これも今後の観光振興策の検討課題の大きな1つとして検討してまいりたいと考えております。

次に、観光についての協議会設置についてでございますが、これにつきましては、昨年12月以降、一部事業所ともこのような協議会を立ち上げてはどうかということで、協議会の設置について協議を始めておりまして、18年度には本格的に協議できる場を持つようというところで現在進めているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

和田博之議長 芦田住民福祉部長。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 私の方からは、福田議員のジェネリック医薬品の普及啓発についてのご質問にお答えしたいと思います。

ジェネリックの普及については、厚生労働省において関係規定の改正が行われ、処方箋の様式を変更して、薬剤師が患者に後発医薬品について情報提供する際の診療報酬も新たに定められ、いずれもことしの4月1日から施行することとし、後発医薬品普及に向けての環境整備を進めているというふうに聞いております。また、国の方として、こ

の後発医薬品の普及に向けてさまざまな方法を検討していくこととしているというふうにも聞いております。そこで、岬町としましても、議員の本日のご指摘を踏まえて、大阪府等と連携し、行政としての取り組み方法について、今後検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

和田博之議長 福田 収議員。

福田議員 お答えありがとうございます。

先に観光課長の方ですけれども、今検討しているということをちょっと聞いたんですけども、今後、観光課長をなぜ置かないといけないかということで、やっぱり部と課、部局ですか、これが分かれているということで、観光施策面と、その観光資源の有効活用ということで今問いただしたんですけども、ちょっといま一つちゃんとした答えがいただけなかったように思いますので、観光振興と観光資源とのコラボレーションですね。これを、部局が分かれていますけれども、どうしていくのか、コラボレーションをどうとっていくのか、この辺を再度確認の意味でもお聞きしたいと思います。

それと、協議会を立てる準備があったということをおっしゃったけれども、そしたら18年度においてどういうふうにして協議会を進めていくのか、その辺のところもあわせて、再度お聞きします。

それと、ジェネリックの方ですけれども、今おっしゃっていただいたので、大体の答えはいただけたと思うんですけども、まだまだ、テレビ、新聞紙上であれだけ大きく取り上げられているのに、ジェネリック医薬品という名前は聞いたことがあっても、何か製薬会社の宣伝じゃないかと、もうパテントの切れた薬が安くなってる。私も製薬会社の方に視察に行った折に担当の方に話したんです。「あのコマーシャルではイメージ広告だけじゃないか。せめて薬価が半分になる、薬代が半分になるというPRを打ったらもっともっと国民の皆さんが注意して見ていただけるんじゃないか。だったら自分が得するんだったらみんながジェネリックを利用するように医者になんか声をかけていくんじゃないか」、そういうふうに思っています。だからもっともっと普及して、患者も得する、自治体も得する、そういうPRをすることによって、みんなにジェネリックとはどういうものか知っていただいて、こういうものを使っていただくということが先決になってくると思います。

そこで、1つだけお聞きしたいんですけども、講習会とか講演会とか、こういうもの

を機会があれば開けるかどうか、ちょっとわかりませんが、私は開けると思うんですけども、そういうものを積極的に開いていただいて、住民さんにもっともっと周知していただくと、そういう機会があるかどうか、そういうことはできるかどうか、そういう面もあわせてお聞きしたいと思います。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長兼事業課長 お答えさせていただきます。

まず、観光振興と観光資源コラボレーションということでございますが、本町には、先ほどもご答弁させていただきましたのですが、恵まれた自然環境資源と歴史遺産というのがございまして、自然のみで終わらせない工夫が必要ではないかということでございます。自然と歴史遺産などの融合というのが一番大事ではないか。自然とふれあい、環境を学び、また歴史を学ぶといった学習要素も兼ね備えた観光振興と観光資源のコラボレーションという形が創造できればということで考えておりまして、またインターネットの活用とか行政、各種団体、旅館、住民、関係交通機関等との連携と情報の共有を充実させるとともに、観光ボランティアの育成等も行いまして、観光振興を図っていきたいというふうに考えております。

協議会の立ち上げにつきましては、新年度の体制が4月1日に整うわけでございますが、整い次第なるべく早い時期に町内の関係部局を初め関係する各事業所等に呼びかけまして、岬町が活性化するように協議をしていく組織を立ち上げたいと考えておりまして、この組織におきましては資源の活用、PRの推進、住民参加の推進などということと、文化的観光資源を含むあらゆる観光資源の有効利用や観光振興策等について協議・検討を行い、現在町内に点在している点と点を結んで線にいたしまして、線と線をつないで観光振興という面にするという発想を持ちまして、岬町の活性化と地域振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 芦田部長。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 お答えします。

このジェネリック医薬品については、2つの方向から議論を進めるべきだと思います。1つは、先ほど福田議員がご指摘のように、患者が選択できるということについて普及啓発を図るということが1つの側面であります。具体的には、福田議員はご存じだろうと思いますけれども、この4月から様式が変わるということで、つまり医師の処方箋の中でジェネリック医薬品でいいかどうかという欄が設けられて、患者と医師が同意

すればそのところにオーケーというマークをつければ薬局の方でそれと同程度の安価なジェネリック医薬品が提供されるというシステムに変わるわけです。そういう意味からいくと、患者さんにその制度を知ってもらおうということは非常に重要な面だと思います。

もう一つは、このジェネリック医薬品を使う側といいますか、提供する側、つまり医師の側の意識の問題だと思います。先ほど欧米の方で50%がもうジェネリック医薬品を使われてるというふうに言われましたけれども、日本ではまだ16%程度だというふうに聞いております。それで、先日の2月の日本ジェネリック研究会の中でも議論になったのが、依然として、これはある大学の病院ですけれども、成分は同じであるというふうに言いながらも、その後発品については、これは特許の関係があって先発品と同じような添加物を使えないと、だから若干添加物について先発品と溶け方、あるいは吸収率、それから副作用について差異があるというふうに聞いておるので、その大学の病院としてはまだ採用しにくいような意見というのもこの場で披露されております。そういう意味からいって、医師の側のこの後発品、ジェネリック医薬品についての意識というものと、それと使用基準みたいなものが必要になるのではないかというふうに考えております。

これは大阪府ではありませんけれども、ある県の担当については、今後このジェネリック医薬品についてパンフレットなどを通じて患者さんに啓発をしていきたいというような考えを持っているところもありますので、これは岬町の課題にとどまらず、国全体として取り組んでいく課題だというふうに認識をしております。

当町といたしましては、大阪府の町村長会の担当、幹事会がございますので、そこで議論を含めて、政府により一層の積極的な取り組みを要望するほか、大阪府としてどういうふうに普及に向けた啓発を、市町村、大阪府、どのような分担でやるのかということも共同で検討するように要望していく中で、議員ご指摘の具体的な講演会なり研修会の活動についてもやっていくという方向が見えれば具体的に検討していくというふうに考えております。

以上であります。

和田博之議長 福田議員。

福田議員 今ほとんどお答えいただいたのが、私の思っているところでございます。さきに、観光課長についてもこれからやっていっていただくというふうにも聞こえました

ので、ぜひとも一日でも早くやっていただけるようお願いしたいと思います。

それと、協議会は、もう早急に立ち上がるというふうな感じを受けましたので、早急に立ち上げていただいて、この財政難の折、何とか観光収入を上げられるよう、また来町者というか、町に来ていただける方、交流人口がふえることによって商業者の活性化、それとまたいろんな岬町をPRする機会が多くなってくると思います。そういうことで町も努力していただきたいと思います。

それと、ジェネリック医薬品ですけれども、本当に今芦田部長がおっしゃれたように、この4月から処方箋に簡単に医師の判こさえあれば、医師が直接出した薬よりも以外の、薬局で同等品の薬であれば変えられると、この4月から制度が変わっていくわけですね。欧米並みに一部なってくるわけですね。だから、患者としては非常に使いやすくなってくるわけです。私も一部、血圧関係で病院にも行ってますけども、なかなかジェネリックに変えてくれと、こういう質問をしながら言いにくいわけですね。

これはある機関で発行している「ジェネリックに変えてほしい」という意思表示のカードです。こういうものも今インターネットでも簡単に取ることができます。それと、製薬会社なんかに送るとこういうふうにしてカードが送られてきます。そういうふうにして、このカードを持って医師の前に差し出すだけで、理解のあるお医者さんだったら、また扱っている病院だったら簡単に変えてもらえるんですけども、こういうふうにとだんだんとジェネリック医薬品が少しずつ、今16%日本では採用されてるということですけども、本当にこれから率が上がっていくと思います。もう既に国立病院では非常に多くの病院が、このジェネリックを使用している病院が多くなってきています。これから民間の病院にもどんどんと利用されることになってくると思いますので、機会あるごとにPRしていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

和田博之議長 福田 収君の質問が終わりました。

次に、鍛冶末雄君。

鍛冶議員 議長の許可を得ましたので、耐震対策と防災関連事項について質問させていただきます。

平成16年12月、防災について4度目の一般質問をさせていただきました。その後、津波ハザードマップの案内板が7カ所設置され、引き続き岬町災害マップが各戸配布されました。また、岬町婦人防火クラブ、孝子地区に次いで多奈川中地区も立ち上げられ、岬町多奈川保育所による幼年消防クラブが近々1団体ふえ、5団体になる予定と

のこと、ますます住民の防災意識の高揚が見られ、喜ばしいことです。今回で5度目となりますが、防災質問となりますが、備えあれば憂いなしのことわざどおり、住民の命、財産を守り、防災に強いまちづくりを目指す町の姿勢をただしたいと思います。

まず1、耐震対策。古い小学校、幼稚園。古い各小学校、幼稚園、保育所、岬町役場、淡輪公民館、文化センターなどについて、2月度の国会で「学校耐震化の進捗状況が、全国的に格差はあるが、学童の命を守るため耐震診断や耐震改修の徹底が急務である。学校の耐震性確保は極めて重要で、耐震診断については年内に行い、その結果を公表する」と言われております。岬町災害マップにおいて、緊急避難所として各学校、保育所、予定されている重要な施設でもあります。各小学校、幼稚園、保育所、岬町役場、淡輪公民館、文化センターについての耐震対策の計画、診断予定、予算確保、耐震改修工事施工のスケジュールを明確に提示していただきたいと思います。

2点目、淡輪望海坂山上にある配水池、貯水タンクです。本配水池は淡輪別所団地の頭上にあり、安全性とともに常に威圧感を与えるタンクです。淡輪16自治区では平成11年5月ごろより、貯水タンクの移設、安全保障、排水、美観、受像電波障害について、岬町工事業者と再三再四にわたる申し入れと協議を重ねた結果、岬町より住民不安を解消する安全見解をいただき、16区全戸へ平成14年6月8日付にて回覧されました。しかしながら、残念なことに自治区からの申し出どおり履行されず、現在に至っております。

1、貯水タンクの保守点検を必要に応じ自治区代表者と実施し、結果を自治区長へ知らせるとともに、点検の結果に異常があれば直ちに関係部署と協議し、適切な処置を講じる。この件については、今まで1つの報告も連絡もなされていないということです。

2点目、景観対策。植樹について、イヌマキ、シラカシ、ウバメガシ、サンゴジュの高木常緑樹から選択し行うことになっているが、シラカシが植樹されたままで、管理されていないため枯れたままである。法面の地盤強化にもなっていない。

3点目、貯水タンクの塗装についてはいろいろあったが、今後塗りかえ時は塗装色について自治区と調整していただきたいという希望です。

4点目、激震によりもしタンクが倒壊した場合、別所地区への被害はないという根拠はどのような点にあるのですか。

5点目、反対側にあります番川の上にある現在使用されていないタンクはどうされるのか。

以上について、2度目からの質問は自席にて行います。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 鍛冶議員の耐震対策についてということで、お答えいたします。

本町では阪神・淡路大震災を契機にいたしまして、岬町既存建築物耐震改修促進実施計画を定めております。この計画では、地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、人命や財産を保護するため、本町域における既存建築物の耐震性向上策といたしまして、大阪府と連携しつつ、耐震診断、改修等を総合的、計画的に促進するための具体的な内容を定めることを目的といたしまして、平成9年9月に策定したものであります。この計画の期間といたしましては10年間を想定し、計画的に実施することとおるところでございます。

この計画の基本的な考え方といたしまして、各小学校、幼稚園、各保育所、役場、本庁舎、淡輪公民館、文化センター、青少年センター等の施設について、耐震診断、耐震改修に順次取り組むことといたしています。特に岬町防災マップで指定されております各小学校、保育所等を優先的に耐震改修することが必要であるというように認識しております。そこで、各小学校においては、平成15年に耐震1次診断を実施いたしました。その1次診断結果を踏まえまして、現在2次診断を実施しております。なお、平成18年度は実施設計、平成19年度には改修工事を行い、3年間で順次耐震化を図ってまいりたいというように計画しております。

このように、この実施計画をもとに耐震診断を行ってまいりましたが、予算の関係もございまして、すべての施設で計画どおり実施できていないのが現状でございます。今後は、4月の機構改革による組織体制の見直しと、国・府等からの各種補助制度を活用いたしまして、必要な予算の確保を図るとともに、老朽化する公共施設に優先順位を設けまして、耐震対策について再検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

和田博之議長 末原上下水道部長。

末原上下水道部長兼水道課長 鍛冶議員の質問のうち、望海坂の配水池等の件についてお答えいたします。

まず、望海坂配水池に関する淡輪16区自治区長の申し入れに対しまして、町は平成14年5月23日付で自治区長に対して回答いたしております。

1点目の保守点検につきましては、回答書の中で、保守点検は町水道職員で実施し、

点検の結果、異常等があれば地元区長に連絡するとともに、直ちに関係部署と協議し、適切な処置を講じるとなっております。保守点検は町職員で実施いたしており、異常等は発生しておりません。

2点目の樹木の管理についてですが、地区から指定があり植樹しましたシラカシについては、確認したところ一部枯れております。しかし、景観に関しましては周りの雑木の成長が早く、ある程度カバーできていると言えなくもありません。確かに樹木の根が法面の保護に役立つまでにはまだまだ年数がかかるものと思われまます。開発者と協議して対応していきたいと考えております。

3点目の配水池の塗装については、建設当時地元から景観と調和するようにと申し入れがあったところです。回答書でも地元と協議する旨回答しており、塗りかえ時には協議していきたいと考えております。しかし、この配水池に関しましてはいろんな場所から見えるわけですし、塗りかえに関しましてはどの範囲の方と協議を行っていくのかという問題が残っております。また、色の好みは人によりさまざまでありまして、その対応は非常に苦慮するものと思われまます。

4点目の配水池の強度についてですが、設計基準は直下型地震である兵庫県南部地震における被災及び復旧状況から、1998年5月に日本水道協会から「水道用プレストレストコンクリートタンク設計指針及び解説」が発行され、これに基づいております。想定されます地震は震度7を想定しております。また、地震時に地盤が滑り出さないかも検討しており、地震時にも地盤は安定しているとの解析結果を得ております。岬町では、発生が危惧されております南海沖地震でも震度5強と想定されており、別所の方々に被害が及ばないと思っております。

5点目の別所西側の山中にある配水池の件ですが、使用していない施設については撤去する必要があると考えております。しかし、現在の水道事業はとても厳しい財政状況にあり、施設の設置場所等から考えられる撤去工事を実施しますと、現状では非常に困難であると考えております。今後、財政状況を勘案しながら検討していきたいと考えております。なお、この配水池については空の状態であり、安定な状況で管理されております。

以上です。

和田博之議長 鍛冶議員、

鍛冶議員 まず、耐震の件ですけれども、現在行っておられますのは体育館でありまし

て、これが完了予定が平成25年、今からまだ8年先になります。そして、肝心の児童が入っている教室についてはそれ以後ということになります。3地区になりますと棟数もありまして、相当時間がかかるんじゃないかと思われま

それで、3月20日付の読売新聞に「耐震化率、市町村別に公表」ということで記事が載っております。一部抜粋しますと「文部科学省は都道府県単位で発表してきた公立小中学校の耐震化の取り組み状況について、ことし4月1日現在の調査から市町村分も公表することを決めた。古い耐震基準で建設されているにもかかわらず、耐震診断さえ受けていない校舎や体育館が4割を超えるなど、学校現場では地震への備えにおくれが目立つ。設置者である市町村ごとに耐震化率や耐震診断実施率を明らかにすることで、地域ぐるみの関心を高め、取り組みを加速させたい考えだ」という記事があります。

体育館につきましては平成25年ということですが、実際に児童が入って勉強している棟になりますとまだまだ先であります。そういう前提で、今新聞発表のあれを読みましたけれども、ちょっと当町ではおくれが目立ち過ぎるんじゃないかと。必ず来る南海、東南海地震に備えまして、私の懸念はまだ手をつけてない各教室等ですね、それについて実際に平成25年以後になりますとますます老朽化してまいりますし、建てかえた方が安いということにもなりますし、また少子化ということで、それだけのクラスも教室も要らないかもわからないと。そういう点でまず耐震診断から始めて、大体の予算をつかんで、その上で計画するのが、この大事な少子の人を守るために、そういう点に立って検討すべきだと思うんです。先ほどの総務部長の回答の中では、平成9年に耐震計画をやったが、今現在の状況が約7～8年おくれてるんじゃないかと思うんです。そういうことをかんがみながら、この件については十分に検討していただきたいと思

次は、望海坂のタンクの件ですが、先ほど末原部長から話がありましたように、14年の5月23日付で回答を町からいただいておりまして、その回答に基づいて今現在やっておられても報告がないから、自治区の人はやっているのかどうかわからないという不安があるんですね。皆さん方もよくご存じですが、やっぱりハウレンソウという報告・連絡・相談という点でちょっと欠ける点があるんじゃないかと。1点目の、1年に1回は点検するということですから、チェックリストがあると思うんです。それに基づきましてチェックした結果、または地域の代表の人と一緒に行けば植樹の件もあわせて説明でき、またいろいろ意見交換もできながらスムーズにいくんじゃないかと。あと

につきましては予算の関係とか色の問題など調整せなあかん点もありますので、あとの問題はいいですけども、1、2点については何らかそういう書類等で報告できるように回答していただきたいと思いますが、いかがですか。

和田博之議長 笠間教育次長。

笠間教育次長兼給食センター所長 ただいまの鍛冶議員の再質問に対しましてお答えいたしたいと思います。

各学校施設の体育館につきましてはご指摘のとおりでございます。総務部長の回答と若干重複いたしますけれども、平成15年度に3小学校の耐震1次診断を実施しております。すべての小学校におきます耐震性に問題があるということで診断されております。そのために、先ほども言いましたけれども、平成17年度、本年度から深日小学校の体育館の耐震2次診断を実施しまして、3カ年かけまして、平成18年度は実施設計、19年度には耐震補強工事を行いたいというふうに考えております。その後、引き続きまして、1小学校3カ年かけておりますので、順次多奈川小学校の体育館の耐震計画を進めてまいりたいというふうに思っております。その次は、淡輪小学校につきましては体育室がありますのは特別教室棟になっております。それを、ちょっと年度なんですけれども、平成23年度から25年度にかけまして実施したいというふうに思っております。

議員ご指摘いただきました各学校施設の教室棟の耐震化計画でございますけれども、先ほども、平成9年に岬町既存建築物耐震改修促進実施計画が立てられております。その見直しが行われますのが平成19年度になると思います。その中で学校施設を、特に言われております教室棟の施設を優先的に取り入れていただきますようにしまして、子供たちの大切な命を守るために努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

和田博之議長 末原上下水道部長。

末原上下水道部長兼水道課長 まず、配水池のチェックリストですけども、これについては回答書の中で、異常があれば自治区の方にお見せして、そして立会いのもとに協議していくとなっておりますが、チェックリストの方は町の方で保管しておりますので、これをまた公表するような形で対処していきたいと思っております。それと、樹木の件については早急に対処していきたいと考えております。

以上です。

和田博之議長 鍛冶議員。

鍛冶議員 まず、耐震の件ですが、先ほども申し上げましたように大がかりな予算も必要だと思いますし、時間もかかりますので、19年度中に計画を出してもらえるんですかな、先ほどの答えは。それはすべて最終の行程までの答えですな、計画。まあ、いいです。そういう書類で、今すぐどうのこうの言いませんので、できましたら18年度末までぐらいには出していただきたいと要望します。

タンクの件は、もう部長もよく心得ておられますので、あと地元の人を安心させる意味でチェックリスト、書類で報告ということはありませんけども、せっかく行かれてチェックされてますから、その報告書をもって自治区長さんに説明されたらなお安心されますので、それを要望しておきます。

以上です。

和田博之議長 鍛冶末雄議員の質問が終わりました。

理事者の方に再度申し入れしておきたいと思います。議員の質問、答弁は1時間でございますから、答弁も含めて1時間でございますから、簡潔な答弁をよろしく願います。

次に、中原 晶君。

中原議員 日本共産党の中原 晶です。私は、住民の暮らしを守り、住民の願いを代弁するという立場で質問を行います。

まず初めに、町長の町政運営について質問します。

先般、町長の町政運営方針が出され、その中で町長は「小さくて効率的な政府」、「官から民へ」という政府の路線に触れました。行政は民主的かつ効率的であるべきであり、住民から見てもむだな事業や人件費を整理するのは当然です。しかし、小さな政府を実現するには、本来行政の責任で行っていた事業を民間に移行することと一体でしか実現はできず、福祉や教育といった住民サービスを切り捨てる結果となります。

日本の公務員は、日本の人口と比べて諸外国より少なく、この面では既に小さな政府となっています。この上、やみくもに公務員を減らすことは住民サービスを低下させ、住民の福祉を増進させるという地方自治体本来の仕事ができなくなります。例えば、岬町の保育所でいえば、すべてのクラス担任が正職員で賄われていないというのが現状であります。政府の言う小さな政府の路線では、住民の命や安全に責任を負うという地方自治体の本来の役割を果たすことができないのではないのでしょうか。

また、「官から民へ」という路線では、本来行政の責任で行う事業まで民間に丸投げすることになります。民間の経営とは利益第一であることは言うまでもありません。住民の暮らしがもうけの対象になり、サービスの質の低下や利用者負担の増大をもたらすことは明白です。学校給食を民間委託した自治体の中では、レトルト食品を使うということで問題になっているところもあります。今ほど住民の暮らしを守る地方自治体本来の役割が求められているときはありません。小さくて効率的な政府、「官から民へ」では住民の命や安全、暮らしを守ることはできません。福祉や教育、医療など、お金がかかって、もうけにはならないけれども、必要という仕事をするのが行政ではありませんか。町長ご自身はこの路線について、どういった立場で町政運営をお考えなのか。政府追従の町政を進めるのか住民本位の町政を進めるのか、見解を求めます。

さらに、自治体経営について、「経営感覚だけが先行し、採算の取れない事業はすべて行わないという姿勢はとるべきではない」とも述べておられますが、実際には公民館や保育所、幼稚園の民間委託まで検討しているのではありませんか。公民館は社会教育法の中で、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると明記されています。特に岬町においては、図書館が設置されていないことから、学術や文化などの面でのおくれを懸念する声が多くの方から寄せられており、そういった面からも公民館の果たしてきた役割は非常に大きいと言えます。また、幼稚園や保育所の民間委託の弊害は、先ほども一部述べたとおりで、利潤第一主義のもとで子供たちの命や成長がないがしろにされるのは明らかです。未来を担う子供たちの命や成長に行政が責任を持たず、コスト削減の対象にするというのはもってのほかではないでしょうか。施設によっては指定管理者の管理のもとでも、本来のその施設の設置目的が達成できるものも考えられると思います。また、民間委託によりコストの削減を図ることも、現在の財政状況の中では必要であると考えます。しかし、教育や福祉の事業は行政が責任を持って行うことが当たり前の事業で、そこに経営感覚を持ち込むことは地方自治体としての責任を投げ捨てるに等しい行為ではないでしょうか。見解を求めます。

次に、福祉行政について質問します。

来年度は介護保険の3年に一度の見直しの時期に当たり、この4月から介護保険制度が大きく変わります。まず初めに、岬町の介護保険の事業における考え方について確認します。

先日、3月12日の朝日新聞に介護保険の特集記事がありました。厚生労働省は「自

分でやれることまでヘルパーに頼る」と、さも利用者がむだ遣いしているかのような発言をし、軽度の利用者のサービス利用を抑制しようとしています。しかし、軽度の利用者がサービスを利用することで重度化の防止につながっているのは事実です。厚生労働省の発言は介護の社会化という本来の目的を投げ捨てるものと考えますが、岬町も同じ立場で福祉行政を進めているんですか、見解を求めます。

事業内容についても新たな取り組みが始まりますが、1つの大きな問題は介護保険料の改定です。岬町では65歳以上の1号保険者の保険料の基準額が、1月3,762円から5,529円と2倍近い値上げになり、大阪府下トップの額になっています。この金額には驚きと不安の声が寄せられています。厚生労働省は激変緩和措置を設けるように指導しており、岬町でも導入する予定ですが、これは今回の税制改定による影響だけを対象にしたものである上に、2年間という期限つきで抜本的な対策とは言いがたいものです。

65歳以上の老年者税制改定により、これまで住民税非課税だった方が、収入は変わらないのに課税対象者になり、国保料を初めとした医療、介護など社会保障の負担が雪だるま式に膨れ上がり、負担の限界を超えるというのが現状です。介護保険料が高く、この上サービスの利用料まで支払えないといったことから、サービスを抑制し、介護度が重度化することも考えられます。これまで受けてきたサービスを継続できるよう、実態をつかみながら必要な対策を講じるよう強く求めます。

他の行政区ではさまざまな軽減措置を検討しています。京都市や神戸市、北九州市では保険料の段階区分を9段階まで拡大し、基準額を低く抑える努力をしています。また、他の自治体でも、低所得層を対象に段階区分の引き下げを検討しています。これらの自治体では高齢者の生活水準や生活実態を考慮し、たとえ100円でも保険料を低く抑えようと努力と検討を重ねています。国や府に公費負担の増額や減免制度の新設を求めるとともに、町独自での減免制度の新設をする努力をすべきです。見解を求めます。

同時に、高齢者の自立の問題は、生きがいや社会参加とあわせて政策化するべきであり、費用という一面からのみとらえるべきではありません。高齢者の自立と豊かな生活を保障する責任を誠実に果たすべきと考えます。この点での岬町での高齢者福祉施策を簡潔にお示してください。

また、障害者自立支援法が成立し、4月1日から実施されます。岬町でもその具体化が進められていますが、実際の負担額が幾らになるのか。工賃よりも高い利用料を払わ

なくてはならない、定率1割の利用料の上に食事代や交通費など毎月何万円も支払わなくてはならない。「障害者に死ねと言うようなものだ」と障害者と家族から不安と怒りの声を耳にしています。

この支援法は身体、知的、精神の3障害に対する福祉サービスの提供の一元化など、関係者の声を反映した部分もありますが、その前進面を打ち消して余りあるほどの問題点が含まれており、とても障害者の自立支援とは言えない内容です。これまでの障害者福祉サービスは収入に応じて負担するという応能負担で、ほとんどのサービスを無料もしくは廉価で利用できていたのが、自立支援法では利用したサービス量に応じて負担するという応益負担となります。障害者が人間として当たり前の生活を送るために必要な支援を益とみなして負担を課するという応益負担は、憲法や福祉の理念に反します。障害が重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障害者はサービスを受けられなくなる事態が起きることは目に見えています。自治体には憲法25条が保障する障害者が人間らしく生きる権利を守る責任があります。

横浜市や京都市を初め、京都府、東京都でも独自の軽減措置を行います。東京23区ではほかの区におくれないようにと競い合うようにして独自の助成を検討しています。障害者の家族から「町が何とか少しでも負担を軽減してくれたら」と、切実な願いを聞いています。大阪府に独自の減免制度の新設を求めるとともに、住民福祉の機関として、実態をつかみながら改善策を追求するべきと考えます。見解を求めます。

また、実際の利用に当たっては障害程度区分の認定審査を受けなければなりません。障害を持つ人の生活状況や支援ニーズを正しく把握することが大前提ですが、そのための体制はどう整えられているのでしょうか、答弁を求めます。

次に、文教行政について質問します。

まずは、学力等実態調査についてです。大阪府教育委員会は今春に、府内すべての小学校6年生と中学校3年生を対象に学力等実態調査を実施するとのことで、岬町の小中学校でも実施されると聞いています。学力実態調査は1960年代に始まり、競争や序列、カンニングなどが問題になり、6年間で廃止されています。岬町としてはこういった目的で今回の調査のをるのか、見解を求めます。

さらに、今回の調査なるものが、実は学力調査の名に値しない重大な問題があることが明らかになってきました。それは、大阪府教育委員会から関係市町教育委員会に「同和問題の解決に向けた実態把握（大阪府学力等実態調査を活用した実態把握）」につい

て」という依頼文書をひそかに発し、旧同和校の管理職に住所データを収集するよう求め、その中から旧同和地区に住む子供、保護者を大阪府が秘密裏に特定して、比較調査を実施しようという点です。2002年3月末で法が失効し、同和地区は法的には存在しなくなっているにもかかわらず、今回の調査を比較検討のための調査に置きかえられているのです。ここには何点かの重大な問題点があります。

まず第1は、調査を受ける子供や保護者のテストの結果のみならず、生活実態や保護者の意識調査のデータを含む重大な個人情報をも本人の同意なしに勝手に集められるという点です。これは個人情報保護法に違反するものではありませんか。個人情報保護法では、法令の定める事務以外には本人に通知し、本人の同意を得ることが明記されています。岬町の個人保護審議会で許可されたとしても、町の審議会は超法規的なものではないことは言うまでもなく、このような秘密調査に協力することは重大な人権侵害であります。見解を求めます。

第2は、行政がみずから新たに同和地区住民づくりを行い、差別をつくり出すことになるという問題です。先ほども申しましたとおり、法的には同和地区が存在しなくなっています。これは行政が住民を生まれや住所で特別扱いしてはならないということの意味しています。ところが、大阪府の人権室が旧同和地区の地名総鑑とも言える住所データを保管して、今回の調査によって旧同和地区とそれ以外の地区に住む住民とに線を引くこととなります。これは行政みずから差別をつくり出すことにつながるではありませんか。法の下での平等を規定している憲法14条に明らかに違反するものです。見解を求めます。

今、教育行政に求められているのは、すべての子供たちに憲法や教育基本法に基づいた行き届いた教育を保障することです。今回の調査の実施については、大阪府の教育委員会からの依頼であって、実施については各教育委員会が主体的に判断する事柄と、大阪府の教育委員会も認めています。この調査にさきに述べた目的があるにもかかわらず実施するのだとしたら、どのような主体的判断をされたのか、見解を求めます。

次に、多奈川小学校の低学年用の遊具の設置について質問します。多奈川小学校では、数年前の遊具の調査で危険と判断された低学年用の遊具が撤去され、現在に至っても設置の具体的検討もされていません。この間、低学年の児童が遊具でエネルギーを発散できないこともあり、けんかが大変ふえていると聞いています。行政の役割と責任において、低学年用の遊具を早期に設置するべきと考えますが、その必要性の認識と設置

計画について答弁を求めます。

次に、小学校の少人数学級を高学年まで拡大することについて質問します。大阪府はこれまで1年生は38人学級、2年生は40人学級としており、ようやく来年度から1年生は35人、2年生38人、3年生以上は40人学級、そして再来年からは1、2年生はともに35人学級にするという方針を出しました。

岬町では府の施策に先取りして、今年度、小学校の35人学級を2年生まで拡大しています。深日小学校の現在2年生は1年生のときは1クラスだったのが、今年度2年生で2クラスになり、児童にも保護者にも喜ばれており、大変評価できます。先生を1人増員して配置するには大変なご苦労があったことと思いますが、児童や保護者に喜ばれることでその苦労も報われたことではないでしょうか。そういった前進面を築いてきたのに、現2年生は3年生になって、また1クラスに戻ってしまいます。進級に当たってまた1クラスに戻るのかと、児童も保護者も大変残念だとの声を耳にしています。

少人数学級は強い要望であり、その効果も既に実証済みです。欧米では1学級の基準は20人、30人が当たり前ですし、世界でも学力世界一で注目を集めるフィンランドが24人以下など、少人数学級は当然の世界の流れです。日本でも25人、30人学級を実施した自治体で、学習面や人間的成長の面から教育効果があるという結果が出ています。不登校などの児童に対するきめ細かな対応が今後さらに求められる中で、少人数学級の高学年までの早期実現は緊急かつ重要な課題です。本来、少人数学級を高学年まで拡大するべきと考えますが、深日小学校の2年生までの35人学級をせめて、財政的に厳しいのであればせめてあと1学年だけでも拡大するべきではないでしょうか。少人数学級拡大の必要性の認識と、その計画について見解を求めます。

次に、岬町集中改革プランについて質問します。この質問については奥野議員からも質問がありまして、重なる部分もありますが、少し角度が変わっている部分もありますので、引き続いて質問させていただきます。

まず、パブリック・コメントについてですが、パブリック・コメントの数とその内容について、簡潔にお示してください。

今回のプランに対する住民の意見を聞くとのことで、インターネット上や公共施設でプランを公開していましたが、その期間は2月の1日から2月の20日まででした。内容についても行政用語が多く、住民にとっては難解なもので、今後の岬町の方向性を示す大切なものであると同時に、住民生活にかかわりの深い事柄であるにもかかわらず、

パブリック・コメントの期間は20日間という大変短い期間で、本気で住民への説明責任を果たそうという姿勢はみじんも感じられません。今回の手法で住民への説明責任が十分果たせたと考えているのか、また、今後の改善策を具体的に示すように求めます。

この点については先ほど中口総務部長が、説明する機会を設ける必要があると、奥野議員の質問に対してお答えいただいているんですけども、改善策を具体的にお考えでしたらお示しいただきたいと思います。その点と、その説明責任が果たせたと考えているのかという点について、はっきりとお答えください。

さらに、今回のプランでは、行政のスリム化と住民への新たな負担増が目立ちます。改革というのは本来すばらしいものであるべきが、住民サービスのカットばかりが並んでおり、住民生活や福祉、教育の質の向上など、建設的な考え方は見当たりません。余りにもお粗末な改革ではないでしょうか。定率減税が半減され、切り詰めた生活を強いられている住民の実態を無視して、家庭ごみ処理の有料化や保育料の値上げ、淡輪幼稚園の授業料の値上げ、入園料の徴収など、生活に密着したものや子育て家庭への負担増を押しつけて、住民いじめではないかとの批判の声を耳にしています。

特に子育て家庭については、町としても子育て支援課の設置や地域子育て支援センターの設立を計画し、子育て支援に力を入れようとしているときに、その一方で子育て家庭への負担を拡大するようではとても子育て支援とは言えないと考えます。これらの問題で住民福祉部と教育委員会の姿勢を改めて確認したいと思います。具体的な進捗状況等についてはこの場ではご答弁は結構ですので、改めて地方自治体の職員として住民の生活を守るという立場に立つのか、財政難を理由に住民サービスを切り捨てるのか、どちらの立場に立つのか、答弁を求めます。

住民の福祉を増進させるという本来の地方自治体としての役割を果たすべきであることを強調して、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

和田博之議長 本日の会議時間は、議事の都合により、審議の途中でございますが、この際延長したいと思います。

ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。石田町長。

石田町長 中原議員のご質問にお答えいたします。

小さな政府という部分で、すべてがすべてを民間へという考えはもちろん持っておりません。その小さな政府という言葉の中には、まず我々がしなければいけない公共サービス、どれが本当に行政がすべきなのか、あるいは本来住民の皆さんがやるべきことは

ないのか、それが果たして何なのか、あるいはまたこの部分は民間でお任せできるのではないかなど、そういった判断をきっちりしていく必要がある。その中で我々が最低限度だけのことを公共としてやらねばならないかという判断をする必要があると考えております。その中で、すべてがすべて経営感覚を持ってコスト的に考えることはないということを、あえて施政方針の中で述べさせていただいたということでございます。

そしてまた、保育所、幼稚園での民営化あるいは給食センターの民営化、これらも我々としてはいろいろ検討は重ねる必要があると思います。その検討を重ねた結果、議員おっしゃるように、民間ではだめだ、やはり公ですべきだという結論に達すればそうすべきであるし、その結論を出すまでに、検討しないで私は結論は出せないと思っております。

そしてまた、我々がこういったことをいろいろやっていく中では、やはり必要なのはまず歳入でございます。その中で我々は皆さんに公平に税をかけさせていただき、すべてから徴収していくという考えのもとで徴収活動もしてるんですけども、16年度におきましては92%程度、これはただし現年度はかなりの、98%近くの徴収を誇っていますが、ただ滞納者が多い。その分を我々は一生懸命取りに行っております。先ほど議員がご指摘のように、我々はサラリーマンローンか何かの取り立て屋みたいな形にご指摘がありましたけども、決してそうじゃなく、払わない人から取るのは、当然払っていただかなくてはいけないと思っておりますので、また現在税務課長、吉田が担当しておりますが、この人物でございます。そんなに寝てる病人のふとんを引っぱがすようなことは決していたしませんので、ご安心いただきたいと思います。

以上でございます。

和田博之議長 芦田住民福祉部長。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 福祉行政についてのご質問、多岐にわたっております。簡潔にお答えしていきたいと思っております。

まず、介護保険事業についての、軽度利用者の利用を抑制するように今回の事業改正が図られているというふうにご指摘がありました。これは軽度の方の介護保険の利用によって、確かに中には軽度の方がそれ以上に進まないという方ももちろんおられます。ただ、全国的に見ますとはっきりしているのは、介護度1、2の方のそれ以上に介護度が進むパーセンテージが、3、4、5の方よりも多いという結果が出ております。これは島根県か何かの調査データでも出ておりますし、それが本当かな、それは1県だけの

ことかなと思って、岬町でも平成12年から15年ぐらいの2カ年か3年にわたっての状況を調べたところ、確かに軽度の方の悪化の率は高かったというデータが出ました。

つまり、介護保険のそれまでの、現在のサービス状況では悪化がとめられないという実態に対して、どのようにサービス内容を変えていくのかと、いこうとしているのかというのが、今回の新しい制度でございます。それで、介護度1の方を要支援2と介護度1に分けました。それで、今まで要支援だった方を要支援1と名づけて、要支援1、2の方については、筋力トレーニングあるいは栄養指導等によってできるだけ普通の生活に戻れるような、そういうようなサービスを提供していこうという考え方に基づいております。

それから、2点目の保険料の問題ですけれども、町独自の減免制度についてですけれども、新しい制度になりまして、我々としては現在の減免制度については役割は終えたというふうに認識しております。ただ、現在適用している減免制度につきましても、年度の途中において保険料の制度、体系について、やはり問題のある人々がいるということで、途中から制度を立ち上げた経過もございますので、今後とも研究、検討は続けていきたいというふうに考えております。

それから、障害者自立支援法の負担軽減措置についても同様でございます、確かに応能から応益へという負担の原則が、これは理念的な問題ということで、かなり国の方でも論議があったというふうに承知しております。また、障害者の当事者団体についても、今回の障害者自立支援法の施行については意見が分かれているというふうなことも聞いております。ただ、現実的にその障害者自立支援法が国の方で通過をしまして、具体的な施行になったわけでございますから、我々としてはその法の範囲内でやらざるを得ないということでもあります。

ただ、負担軽減措置について各自治体等でいろいろな措置がやられているという話ですけれども、この件につきましても我々としても現在の厳しい財政事情の中で、この利用料の1割負担について、さらに町が負担するということは非常に困難であるというふうには考えていますけれども、研究はさらに続けていきたいというふうに認識しております。

それから、認定区分の体制につきましては、町の職員が1軒1軒、対象者の方の自宅を訪問しまして、そして調査をするという体制で今現在準備をしているところであります。

す。

それから、集中改革プランの子育て家庭への支援の問題で、基本的な姿勢ということですが、子育て家庭への支援については行政としてのどのようなサポートができるのかというメニューをこれから検討していくということの段階で、子育て支援センターの設立なりを現在考えているところであります。ただ、この子育て家庭への支援が、受益者負担というものとなじまないのかということになると話は別であるというふうに考えております。受益者負担については適正な受益者負担を取って、その中で子育て家庭への支援をやっていくというのが基本的な姿勢でございます。

以上です。

和田博之議長 田中教育長。

田中教育長 文教行政について、3点の質問にお答えいたします。

まず、1点目の学力調査の実施についてでございますが、平成18年度、大阪府教育委員会では、府下すべての小学校の6年生と中学校の3年生を対象に、学力調査として、小学校は国語、算数、中学校は国語、数学、英語の教科と生活に関する調査を、また保護者へのアンケート、学校長による学校調査を実施することとなっております。

調査の趣旨につきましては、府内の公立小学校における児童・生徒の学力及び生活の実態や指導上の課題について調査研究し、府の教育施策の改善に資するものでございます。

市町村教育委員会は本調査を活用いたしまして、域内の学校実態や課題を把握するよう努めるとともに、各学校においては調査結果を分析しまして、指導上の工夫、改善に活用するというところでございます。岬町教育委員会といたしましても、基礎、基本の学力向上は教育方針の1つの柱としておりまして、本調査の結果を学校における授業改善に役立てるとともに、教育施設の改善に役立てたいと考えておりますので、大阪府教育委員会に対しまして全面的に協力してまいりたいと考えております。

議員ご指摘の住所データの収集についてでございますが、大阪府教育委員会では、地対財特法失効後の同和問題の解決に向けた取り組みについて、平成13年度の大阪府同和对策審議会答申で示されました課題が一般施策の中でどのように推移しているか、効果検証をし、今後同和問題の解決に向けた適切かつ効果的な取り組みを進めていく必要があるとの認識から、義務教育段階における学力実態を把握するとともに、学力と児童・生徒の意識や家庭生活状況、保護者の子育て観、学校のいろいろの取り組み等に関

連を把握いたしまして、一般施策への効果を検証して、今後どのような取り組みを進めていくべきなのかを明らかにすることを目的としております。

したがって、本調査を活用して、平成12年度に実施しました同和問題の解決に向けた実態調査の対象校について、すべての児童・生徒の住所データを収集いたしまして分析するということになっております。大阪府教育委員会では個人情報の中でもセンシティブの情報に当たることから、府の条例に照らして個人情報保護審査会に諮問し、答申をいただいております。本町におきましても個人情報保護の観点から、岬町個人情報保護条例に照らしまして個人情報保護審査会へ諮問をいたしております。答申を今現在待っているところでございます。

また、これら府が保有する市町村別、学校別のデータや分析結果につきましては、市町村間や学校間の序列化や過度の競争につながることはないように、市町村ごとや学校ごとの公表は行わない方針でございます。本町におきましても、同和問題は早急に解決すべきものであると考えておりまして、府教育委員会が行います今回の趣旨、方針に従いまして実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目の多奈川小学校の低学年用遊具の設置の必要性の認識ということでございますが、設置の計画についてお答えいたします。

多奈川小学校の遊具につきましては、平成16年4月の高槻市の府住宅供給公社公園の回転式遊具における事故を受けまして、遊具の安全点検を行いまして、危険な遊具につきましては撤去を行ったところでございます。

議員ご指摘の多奈川小学校の低学年遊具設置の必要性の認識と設置の計画についてでございますが、遊びの中で遊具の果たす役割は大きいと思います。子供にとって魅力的であるばかりか、体力の増強、平衡感覚の発達、危機回避能力を身につけるなど、子供の成長に役立つものでございまして、子供たちの体力づくりには必要だと認識しております。現在は子供たちが既存の鉄棒や上り棒などで、自分たち自身が工夫して遊んでおります。また、設置の計画についてでございますが、遊具の整備に当たっては補助事業もございません。現在の本町の財政状況からは非常に難しい状況でございますが、財源の確保に努めながら、またPTAの協力も得ながら設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の小学校の35人学級の高学年までの拡大の必要性の認識と計画についてお答えいたします。

1学級の児童は、平成14年3月、文部科学省省令第14号によりまして、小学校設置基準第4条で40人以下とすると定められております。また、中教審、中央教育審議会が平成17年10月、「新しい時代の義務教育を創造する」の答申の中で「40人学級を下回る学級編制が自由に選択できる制度とする必要がある」と提言されております。そして、大阪府においては平成17年度は、小学校1年生及び2年生はともに38人学級、平成18年度は小学校1年生が35人学級、2年生が38人学級、平成19年度からは小学校1年生、2年生ともに35人学級の運用が実施されます。このようなことを踏まえまして、本町におきましては、先生も先ほど申しいただきましたが、17年度からは低学年1年生、2年生の35人学級編制を町単費の予算で実施したところでございます。

議員ご指摘の35人学級の高学年までの拡大の必要性の認識と計画につきましては、平成18年の児童数から算出いたしますと、全小学校でおおむね35人以下のクラスとなっております。それを上回る学年は、淡輪小学校の4年生の38人学級の2クラス、それから深日小学校の3年生の37人の1クラスでございます。現状においては国及び大阪府の基準を下回っておりまして、クラスの運営につきましても支障はございませんが、議員ご指摘の35人学級の実現に向けては今後大阪府へ要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 中原議員の、パブリック・コメントの実施形態と実施期間についてということでお答えします。

パブリック・コメントは、国を初め多くの市町村で制度化されておるとい状況が生まれてきております。我が岬町におきましてもパブリック・コメント手続要綱を制定しまして、平成17年4月からパブリック・コメント制度を実施しております。これまで、ご指摘の件であります集中改革プランを初め3件の案件につきましてパブリック・コメントを実施してまいりました。

その3件のうち、まず第1点目が岬町情報公開条例の一部改正、2点目が岬町集中改革プラン、3点目が岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の3件でございます。2月号の岬だよりや町のホームページでパブリック・コメント実施の記事を掲載し、2月1日から20日までの20日間、本庁情報公開コーナーを初め、淡輪公民館、

文化センター、保健センター、健康ふれあいセンターで計画案の縦覧を行うとともに、町のホームページに計画案を公表いたしまして、公表した結果、1名の方から11分野にわたって意見をいただいたところでございます。今後、その提案された意見につきまして検討を加えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

このパブリック・コメント制度は、制度の趣旨からいいますと、計画づくりの段階から住民の皆さんに情報を提供しつつ、広く意見を聞き、それらを計画づくりに反映するとともに住民の皆さんの説明責任を果たすことも目的としており、同制度は説明責任を果たすべき一手段としては有効な手段であると考えておりますが、今年度から始めた制度でございまして、まだまだ制度になじまないため提案意見数が少ないのではないかとこのように課題として考えております。

今後、税条例の改正とかを含めまして、今後住民との対話といいますか住民への説明のために、さきに奥野議員にも答弁させていただいたように、今後その手法についてさらなる検討を進め、過去に合併問題のときに住民説明会を各地区で行ったところでございますが、それも1つの参考としまして説明会等を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

中原議員 済みません。答弁漏れです。

和田博之議長 何が漏れていましたか。

中原議員 教育と福祉で、私が一番最後に言ったどういう立場に立つのかということについてお答えいただいてないと思いますが、いかがですか。

和田博之議長 住民福祉部長。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 先に答えたと思います。

中原議員 あれがお答えですね。

和田博之議長 教育長の方は、その答えは、どういう立場に立つかということで。

田中教育長 質問でございましたが、財政を優先するのか住民を優先するのかということですね。非常に財政は逼迫して苦しい状況にあるわけでございますが、我々公務員といたしましては、やはり住民の立場に立って行政を進めるというふうに考えております。

以上でございます。

和田博之議長 中原議員。

中原議員 ご答弁いろいろとありがとうございます。最後に教育長から我々はやはり、財政厳しいけども、住民の立場に立ってと非常に力強いご答弁をいただきまして、うれしく思います。

いろいろ項目があるので、まず最初の町長の答弁なんですけれども、すべてを民へとは考えてないということですけども、そしたらその最低限の行政の責任で行う事業とか分野をどのように考えているのかという点をひとつお聞きしたいですね。どれが本当に行政がやるべきことなのかということをお述べておられましたけども、私も当然、いろんな形で住民の方が持っている力を発揮して、住民と行政とで一緒にまちをつくっていくというのは、必要なことでもあるし、そのことで住民の自己実現につながったりもしますので、主体的にまちをつくっていくということにかかわるといいと思うんですけども、そこは微妙なところで、住民参加という問題と民間開放というのはまたちょっと違いますよね。そのあたりで、行政がどこまでのラインを責任を持ってやるべきだと考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、公平に税をかけるという話で、税務課長の人物像については私もよく存じ上げておりますので、そんな住民の皆さんに恐ろしげなことはしないと思いますけれども、実態をよく見ていただいて、徴収については平和的に、お話し合いを基準にしながらやっていただきたいと思いますね。

それから、福祉のことですけども、ちょっと私も勉強不足だったのかなと思うんですけども、いろいろ国会の中でのやりとりで、先ほど芦田部長からは軽度の方が悪化する率が一番高いということやったのかなあと思うんですけども、国会の中でそうではないという結論が出てたように記憶してるんですけども、もし芦田部長が言うていることであれば、現在の中身ではだめやということで、果たして筋トレとかが普通の生活に戻れる有効な手段なのかどうかというところはちょっと疑問がありまして、普通の生活を送るために今のようなヘルパーのサービスを受けて、ちょっと買い物に行ってきたりして、普通の生活を送るために家事援助を受けているんでないかなと思うので、筋トレとかはどうかなあって。逆のあの筋トレとかそういうのよりも、何か社会参加的なことで、楽しく体も心も鍛えていただきたいなあと思うんですけどもね。ちょっとその方向性がどうなのかなという疑問があるんですけども、これはまた別の機会でも考えていきたいと思います。

それで、いろんな負担軽減のことについて研究とか検討を続けていきたいということ

で、その方向で取り組んでいただければと思います。実際に4月1日から、介護保険についても障害者自立支援についても4月1日からのことですので、そこから果たしてどうなっていくのかなあという感じで非常に私は心配してはいますが、ふたをあけてみて、またその後のことは実態に即して考えていっていただきたいと思います。

それから、障害程度認定区分のことなんですけれども、町の職員による訪問調査をされるということで、なかなか専門性を持ったスタッフの配置なんかは今の状態では難しいのかなと思うんですけれども、やっぱり実態に見合った認定調査とか、ニーズとか実際の生活とかをしっかりと見ていただきますように、それがいいことには何も審査はできないと思いますので、その点を肝に銘じていただきたいなと思います。

それから、教育に関して、学力等実態調査についてですけども、趣旨は美しい言葉で、指導や授業に改善できる点があったら生かしていきたいということで、問題は旧同和校のとか旧同和地域とそれ以外の地域との比較に使うということで、一番の問題は、今さっき教育長は大阪府の保護審で許可されましたよって言われました。それで、岬ではまだ結果が出てないのかなと思うんですけども、恐らく出ることでしょう。保護審というのは、一番上に個人情報保護法という大きいものがあるわけでしょう。それを超える存在ではないわけですよ。その保護法がそんなんしたらあきませんよと、本人に知らせない、同意を取らないというのは問題外やと言うてるのに、その下の存在である審査会がオーケーやからええよというのは、それはちょっとおかしいんと違うかなと思いますし、住民の皆さんが自分のデータが知らんとこで、自分に確認もされることなく、そんなふうにご利用されるということを知ったらどんな思いをされるかなということで、非常に腹立たしく思いますが、この点については同じことの繰り返しになるんでしょうかね、ご答弁は。そんなことをしても時間のむだかなと思うので、ご答弁は結構です。残り時間、10分です。

それから、遊具のことですけども、遊具が成長に役立つものやということで、よくご理解いただいて、本当に財源確保とかPTAの協力とか、いろんなヒントが与えられましたけれども、きちっと教育委員会の責任で行わなくてはならない課題やということはお忘れないようにお願いしておきたいと思います。

それから、少人数学級については大阪府へ要望していくということで、それも引き続いてお願いしておきたいと思います。

集中改革プランについてですけども、長々とパブリック・コメントの実施の経緯や

とか、いろいろお話しいただきましたけれども、11分野の意見がありましたとは聞きました。その内容についてはお示しいただけませんでした。またまとめて出されるということもお聞きしてますので、それをよく見せていただこうかなと思います。それに正式にお答えいただきたいということを重ねてお伝えしておきます。

それから、住民説明会の話、少し出ましたけども、きょうの議会の中でも川端議員なんか住民説明会どうやねんという話をしておられましたし、やっぱり住民の方にまずわかっていただくのがスタートでね。だから今ははっきり言ってスタートにも来てないと私は思ってますので、そういう責任はきちっと果たしていただきたいなと思います。

それから、最後の芦田部長の答えはちょっとあれで答えか、ちょっと済みません。いなし的な感じでわからなかったんですけども、少し受益者負担となじまへんものとは思えへんということを書いてましたけど、受益者という考え方についてね、何を益とするのか。子供というのは社会の宝でしょうと、それをみんなで支えて育てていきましょうって、お母さんは実際に子供を育てるのに苦労してはりますやん。ここにおられる方々の若かりしころは、小さいお子さんの相手をして、ふへろ入れたりされたかどうか知りませんが、子育てをやった世代のときがあったと思うんですよ。その苦労してはる親御さんらの支えをするというのが、それがその人らにとって益というふうで考えるのかどうかというところが、ちょっと私の考え方とは異なりますけども、そんなん言うたら子供がふえないようになっていきそうな感じがせんでもないんですけどもね。その点でちょっと何か不十分な回答のように感じるんですけども。

今お聞きした点で、私がお伝えしたいのは以上です。もう時間もなくなりつつあるので、とりあえず1点目の町長の最低限の行政の責任という部分をできるだけ具体的によろしくをお願いします。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 残り6分ほどですので、中原議員の要望でございますので、芦田さんにそしたら3分残して答弁させていただきます。

まとめて答弁させていただきますが、まず何が行政がすべき点かというのは、これは刻々変わってくると思います。具体的に言えば例えばインフラ整備等々、社会資本の整備も本来はあるんでしょうけども、ただこれも時期によっては変わってくるというのが、どんどん国の方も三位一体の改革の変わりといいますが、いろんな形で権限も移譲してくると。その中で例えば教育も地域別に考えてみるという形になってくると、これ

も町独自の教育を考える人が出てくるでしょうし、またインフラ整備等々、本来は行政ですべきだと言いましたけれども、これも今いろんな形でPFI等々出てきてますので、民間でつくらせたものを我々が利用するという形も、これもまた可能になってくるでしょうし、それは本当に社会情勢によっていろいろ変わってくると思います。

ただ、基本的には私、今回60地区すべて回った中で、各住民さんとお話した中で非常に温度差があった。何でもかんでも「これは町にやってもらえよ」という区のところもあれば、「これは我々、区で区費を集めて自分たちですよ」という区もあるという点の温度差が非常にあったのは今回の発見でございました。この辺はどんどん住民の皆さんとお話をしながら、どれが本来我々に求められていることなのか、どれは本来ここで先進事例があるんだから、ほかの地区でもやっていただかねばいけないことなのかというのをどんどん精査していきたいなと思っております。

ただ、議員のご指摘、いろいろ本当に我々も考えのあるところもございましたし、肝に銘じろというところがございました。私も若干、肝脂肪で肝も大きくなっておりますので、十三分に肝に銘じさせていただきながら、指摘の数々、研究していきたいと思っております。

以上でございます。

和田博之議長 芦田部長。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 残り2分もないと思いますけれども。

中原議員 1分をお願いします。

芦田住民福祉部長兼保険年金課長 子育て家庭への支援について、福祉として当然やるべき仕事でありまして、そのことについては僕は今後進めていくということで、中原議員もそのことはご承知だと思います。それで、僕が言いたいのはそのことが、例えば受益者負担金をアップすることが子育て家庭への支援につながるのかというふうな問いをされたので、受益者負担金のアップということと子育て家庭への支援というのは直接はつながりませんよというふうにお答えをただけであります。

以上であります。

和田博之議長 中原議員。あと3分ですので、よろしくをお願いします。

中原議員 あと3分もありますか。ないと思います。わかりました。芦田部長とはまた今後お話し合いを重ねたいと思います。

石田町長の方からも最後に、実際に声を聞く中でいろいろと精査もして考えていき

いということだと受け取ったんですけども、その姿勢は非常に住民にとってプラスですよ。ですので、引き続いてそういう姿勢でやっていただきたいと思います。

ただ1点、最後に確認しておきたいのは、本当に「官から民へ」というか、民間に開放するということの恐ろしさも同時に、ちょっとそこは研究の1つとして考えていただきたいというのを最後に申し上げておきたいと思います。

もう随分前ですけども、無認可保育園のちびっこ園で、もうけを最優先にするがばかりに、1つのベッドで子供を2人寝かしてて窒息死したと。あれが実態ですよんか、民間のね。ですので、そういう対象に、子供たちや住民の皆さんをそんなもんに置くようなことのないように、金もうけの恐ろしさという点でもよく研究をしていただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございます。

和田博之議長 中原 晶議員の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

皆さんご存じのように、流域幹線は昭和62年2月に大阪府において番川にかかる祇園橋、そのそばの淡輪中継ポンプ場までが大阪府施工として計画されました。当時、我々議員としては末端の町ということで、公共下水道を整備するに当たり多奈川地区まで流域幹線を大阪府に施工してもらおうよう働きかけをしてきました。といたしますのは、隣の阪南市においては、市を南北に1本、流域幹線が計画されているわけです。末端の我が岬町は祇園橋までしか幹線が来ないという不公平があったわけです。そのため、町と議会が一丸となって、末端町村の不公平感をなくすために要望することで、役場まで流域幹線が延伸されたわけです。そのため、町と議会が一丸となってなされたわけです。この件については全国的な要望があり、ルール改正があったとは聞いています。

その後、多奈川の土砂採取地の跡地を多目的公園として整備するに当たり、ここに将来的に下水道を整備するということで、谷川新橋まで流域幹線が延伸されたわけです。私としてはまだ不公平感があるわけなんです。それは楠木までの流域幹線の早期延伸です。要望はしてはいるとは思いますが、最近の要望内容と見込みを教えてください。

1回目の質問を終わります。再質問については自席にて行います。

和田博之議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。末原上下水道部長。

末原上下水道部長兼水道課長 和田勝弘議員の質問にお答えいたします。

まず、流域下水道幹線の採択基準の拡大に係る最近の要望活動についてですが、大阪府並びに国に対して、自民党大阪府議団を通じまして行っております。また、府知事に対して、府会の土木建築常任委員である地元議員を通じまして要望を行っております。大阪府下水道課に対しても、補助申請の機会をとらえては下水道課の職員より要望を行っております。

流域幹線延伸の見込みでございますが、大変難しい状況でございます。今後につきましては、流域幹線の採択基準が全国统一のものであること、同じ南部流域のほか3市の負担増につながることで多くの問題があります。しかし、本町といたしましては、末端都市の不公平さを払拭するためにも市街化区域の端である楠木地区までの流域延伸を国・府に対して重ねて要望していきたいと考えております。また、議員ご指摘のとおり、幹線の延伸が実現することによって町の財政負担が軽減され、面整備が促進されると考えております。なお、本町では、流域幹線に沿った範囲の面整備を促進したいと考えており、それによって下水道普及率を効果的に向上させ、その収入を早期に増大させたいと考えております。

以上です。

和田博之議長 和田議員、よろしいですか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 部長の回答でいいのですが、町の整備を早くするためにもやはり楠木までの流域幹線の早期延伸をやってもらいたいのです。石田町長はよう動いてくれると思うんですけど、町長の考えを聞かせてもらいたいということなので、町長、よろしく頼みます。

和田博之議長 石田町長。

石田町長 和田勝弘議員のご質問にお答えいたします。

下水道整備を完成させるためには、流域幹線だけでなく町が施工する公共下水道も促進する必要があります。そのためにも流域下水道幹線の補助採択基準の拡大、また公共下水道の国庫補助率の増もあわせ、積極的に要望してまいりたいと考えているところでございます。

和田博之議長 和田勝弘議員、よろしいですか。

和田勝弘議員 はい、結構です。

和田博之議長 和田勝弘議員の質問が終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成18年第1回岬町議会定例会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

和田博之議長 最後に、本年3月31日をもって退職を予定されております後藤保雄理事、児玉裕治理事より、あいさつの申し出がありますので、許可いたします。

まず、総務部理事、後藤保雄君。

後藤総務部理事 議長のお許しを得まして、また皆様の貴重なお時間を拝借いたしまして、退任のあいさつをさせていただきますことに、まずもって御礼申し上げます。

私が理事に就任させていただきましてから約2年間ございます。この間何らなすところなくこのたび退任させていただくということにつきましては、大変心苦しく、また申しわけない気持ちでいっぱいでございます。

理事に就任当時は3市2町の合併問題、合併が成立するか否かという問題で町全体が大きく揺れ動いておりました。残念ながら合併は成りませんでした。その後町単独でのまちづくりについていろいろと参画をさせていただきました。

この間、大過なく過ごさせていただきまされたのも、議員皆様、町長並びに職員の皆様の温かいご指導のたまものと深く感謝いたしておりますとともに、この2年間は私にとりまして終生忘れ得ぬよき思い出となっております。

この4月からは府の方に戻りますが、岬町の職員であったというこの誇り、この誇りをもって今後も府庁で頑張っていきたいと思いますので、今後とも変わらぬご厚誼のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、岬町の今後ますますのご発展並びに皆様方のご健勝、ご多幸を祈念いたしましてごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

和田博之議長 次に、事業部理事、児玉裕治君。

児玉事業部理事 今、後藤理事がほとんど私の気持ちをしゃべっていただきました。私もここ2年、あっという間でした。就任して、先ほど後藤さんも言いましたけども、何をしてきたかなと。これから私の席、今抱えているプロジェクトが山場に差しかった

状態で、まだ辞令はいただいておりませんが、多分府に帰ることになりますが、やはり心残りでございます。それは今後また来るであろう後任へ確実に引き継いでいきたいと思いをします。

この2年間、議会の皆様や町長を初めとする職員の皆様に温かく接していただきました。府に帰ってもまた今後岬町との何がしかの力になりたいと思っております。

済みません。短い間でしたが、いろいろありがとうございました。（拍手）
和田博之議長 両理事におかれましては、2年間大変ご苦労さまでございました。心から感謝を申し上げます。今後府に帰られましても、先ほどごあいさつでございましたように、岬町をお忘れなく、そして岬町へのご助言をよろしくお願い申し上げます。お2人の今後のご活躍、ご多幸、ご健勝を心からご祈念いたしまして、議会からのお礼いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

（午後5時40分 閉会）

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、
ここに署名する。

平成18年3月23日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 竹 内 邦 博

議 員 岡 本 重 樹